大学コンソーシアム沖縄　第7回社員総会
議事次第

１．日　時：２０１９年（平成３１年）２月１９日（火）１５：３０～１７：３０

２．場　所：琉球大学　大学本部棟　第一会議室（４階）

３．議　事	資料番号
（１）開会挨拶	
（２）理事の改選について	資料1
（３）代表理事の職務代理について	なし
（４）大学コンソーシアム沖縄　法人活動等見直しについて	資料2
（５）大学コンソーシアム沖縄の規程整備について	資料3
（６）グローバル・ピース・ダイアログ沖縄２０１９について	資料4
（７）２０１８年度（平成３０年度）事業報告について	
①大学コンソーシアム沖縄・大学マネジメント研究会　共催 SD フォーラム	資料5－1
②子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業	資料5－2
③知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）	資料5－3
（８）閉会挨拶	

【配布資料】

（大学コンソーシアム沖縄　第6回社員総会　議事録(写)）

資料１　　一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　理事の改選について
資料２　　大学コンソーシアム沖縄　法人活動等見直し（案）
資料３　　大学コンソーシアム沖縄の規程整備について（案）
資料４　　第２回グローバル・ピース・ダイアログ沖縄の開催について
資料５－１　大学コンソーシアム沖縄・大学マネジメント研究会　共催
SD フォーラム「沖縄の大学の未来を担う教職員の役割」を開催
資料５－２　子どもの居場所学生ボランティアセンター概要資料
資料５－３　平成３０年度　知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業
（大学等研究者の学外連携促進）事業進捗

参考資料１　一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款
参考資料２　一般社団法人大学コンソーシアム沖縄役員等名簿

取扱注意

資料１

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　理事の改選について

１．理事の改選の手続について

琉球大学、沖縄大学、沖縄女子短期大学の３大学は、平成３１年４月１日付で新たに学長が就任する予定となっていることから、新たに学長に就任する３者を理事として改選するものである、

・定款第１７条第３項に基づき、候補者ごとに改選の議決を行わなければならない。（総正会員の過半数を有する正会員の出席と正会員の議決権の過半数）

２．各理事の氏名、現職、改選の年月日は以下のとおり。　（平成３１年２月１９日現在）

No	氏名	現職	大学・役職（予定）	大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ沖縄役職	就任の年月日（予定）	備　考
１	西田　睦（にしだ　むつみ）	理事・副学長	琉球大学長	理事	平成 31 年 4 月 1 日	
２	盛口　満（もりぐち　みつる）	副学長	沖縄大学長	理事	平成 31 年 4 月 1 日	
３	平田 美紀（ひらた　みき）	学長補佐	沖縄女子短期大学長	理事	平成 31 年 4 月 1 日	

※新たな理事の任期は、前任者の任期の残存期間となり、2020 年 3 月 31 日までとなる（全理事任期は同じ）

３．一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款（抜粋）

（決議）

第１７条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

（略）

３　理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（理事の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

資料２

大学コンソーシアム沖縄

法人活動等見直し（案）

２０１９年２月

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　運営委員会

Ⅰ　法人活動等見直しの背景



一般社団法人大学コンソーシアム沖縄は、平成２６年９月に設立され、これまでの４年間の主な活動は、沖縄県からの補助を受け、シンポジウムやフォーラム、学生サミット、県民向けの公開講座を各大学共同して実施し、また、沖縄県からの委託事業（子どもの居場所学生コーディネート事業、知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業）に積極的に取り組んで来ました。



平成３０年７月に開催された第６回社員総会において、各大学・短期大学・高等専門学校が持つ課題や要望、沖縄県における高等教育機関として果たすべき役割などについて、今一度、議論する場は設け、今後、どのような連携事業を実施すべきか、また法人運営の体制整備について議論し、その結果を総会において、提案することが決定されました。

【今後の法人運営についての課題（総会（H30.7.3）において】
1．大学・短期大学・高等専門学校にとって、本法人の存在価値の理解、再認識
2．今後、法人が実施する事業について
3．今後の事務局体制
4．法人の運営に係る経費



総会での決定を受け、同法人運営委員会をこれまで５回開催し、議論を重ねてきました。同法人として今後取り組むべき事業及び法人の運営体制について、以下のとおり提案します。



Ⅱ　趣旨・目的　～連携と協働で地域へ貢献～

今、ICTの急速な進展と本格的な人口減少は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を大きく変えはじめ、人生100年時代が到来しています。ひとり一人の持つ力や才能の発揮を後押しする様々な取組や制度の創出が喫緊となり、幅広い視野や国際感覚を持った人材の育成、そして、地方創生の推進拠点としての社会人教育、地域課題を解決する複合的な学術連携や産学官連携が、ますます求められるようになっています。また、世界的にも国連が提唱する持続可能な開発のための目標（SDGｓ）が目指す社会の実現も求められています。

このような中、「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄」は、沖縄県内の大学・短期大学・高等専門学校が、相互に建学の精神を尊重しつつ、有機的連携により教育研究を一層充実発展させ、また産学官の連携により地域社会の活性化と発展に貢献することを目的として、平成26年9月に設立されました。

本法人では、次のような事業を定款に明記して、県内の１１の高等教育機関がそれぞれの特長や強み、個性を活かした教育の質向上に努めながら、時には直接的に、時にはこれらを複合的に関連させた実施事業を編成し、協働して取り組んでいます。

1．グローバル人材の育成
2．単位互換
3．学生間の連携・交流
4．共同研究
5．教職員の研修、交流及び情報交換
6．小中高大連携活動
7．公開講座（県民フォーラム・出前講座）
8．産学官連携
9．各種の地域社会貢献
10．その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

これからも本法人では、沖縄の多様性・地域性・国際性を念頭に、時代の変化や地域の皆さまのニーズに対応しつつ、地域の発展とSDGｓの目標の実現を目指して、自治体や産業界等と協働して大学連携機関らしい事業を推進してまいります。

Ⅲ　平成３１年度以降の主な実施事業

大学コンソーシアム沖縄運営委員会では、平成３０年９月から毎月委員会を開催し、各大学・短期大学・高等専門学校が持つ課題や要望、沖縄県における高等教育機関として果たすべき役割や今後実施すべき連携事業及び法人運営の体制整備について議論を重ねてきました。

運営委員会では、法人として今後取り組むべき事業については、以下の項目が提案されましたが、併せて、各大学等の建学の精神や特色、大学等の規模等を勘案し、各大学等において実施できるものから実施していくことが確認されました。

また、法人の運営体制については、法人として整備すべき諸規程の整備を行うことが肝要であり、まずは、平成３１年４月１日施行の規程の制定を行うこととしております。更に、事務局体制の整備（人事交流を含む）及び公益法人化や「地域連携プラットフォーム（仮称）　」の構築に向けた取り組み、各大学等の強みを活かした連携による機能強化についても、国の動向を踏まえつつ、今後の長期的な検討課題としてあげられました。

１　グローバル人材育成事業

①トビタテ！留学JAPAN　地域人材コース

県内の高等教育機関、企業や経済団体、地方公共団体が連携し、東南アジアを主軸とした実践的な留学及び地元でのインターンシップを行うことにより、グローバルな人材を育成します。

②世界ウチナーンチュ学生サミット

　沖縄県内における地域社会の国際化の促進と県内の大学等による学生の交流を促進するため、毎年沖縄へ留学する沖縄県出身海外移住者子弟等研修生や県費留学生を集め、各国の沖縄移民・コミュニティの紹介、また沖縄県民とのディスカッションや交流などを通して、相互理解を深め、沖縄の未来やお互いの絆について考える機会を提供することを目的とします。

③キャリア教育（インターンシップ）

　沖縄工業高等専門学校が実施する、県外の有力な企業が参画する業界研究会に他の大学等の学生の参加の機会の提供や、沖縄科学技術大学院大学が実施するインターンシップに他の大学等の学生が参加することにより、世界的な学術研究の環境に触れる機会を提供します。

④単位互換

　各大学等における特色ある共通教育科目や、同じ分野における専門教育科目を対象とした単位互換の制度を確立します。

　将来的には空間的・時間的制約の負担軽減を可能とするICTを活用した県内・国内外の大学との連携による授業科目の提供についても視野に入れ制度を確立します。

２　地域課題対応事業

①子どもの居場所学生ボランティアセンター

　沖縄県の喫緊の課題である子供の貧困対策として、平成２８年度から沖縄県からの委託事業として実施しています。県内の大学等の学生を子供の居場所へ派遣し学習支援、共同給食などをとおして、子どもの居場所における安心感の向上や一人一人の子ども達のその時々の実情に沿った寄り添い型のサポートを提供しています。

②知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業

沖縄県の委託事業として、地域が抱える様々な課題に対して産学官民が連携してその課題解決に取り組んでいます。また、大学と地域・産業との結びつきを強化するため、若手コーディネーターの育成や大学企業交流会の開催、実践的インターンの送出を行っています。

３　FD・SD事業

①教育の質保証に関する合同FD

②大学職員合同研修

各大学が個別に実施しているFDやSDを合同で実施することで、負担の軽減や情報の共有化を図ることが可能となります。

４　生涯学習事業

①県民向け公開講座

地域社会の活性化と沖縄県の発展及び振興に寄与することを目的として、各大学等の特色を活かし持ち回りによる県民向け公開講座を開催します。

５　その他事業

①県外向け合同学生募集活動

県外において学生募集活動を実施する場合には各大学等が合同で実施することにより、多くの集客が期待されます。また、運営に係る経費のコストの抑制にもつながります。

Ⅳ　法人の運営体制

（１）規程の整備

本法人は、法人設立時に一般社団法人大学コンソーシアム沖縄定款を制定し、それ以外の規程等は整備されず、国立大学法人琉球大学の規程を準用し、法人活動が行われているのが現状である。組織規程等の主要な規程を整備し、法人運営体制の環境を整える必要がある。

（２）事務局体制の整備（人事交流を含む）及び公益法人化について

本法人は、理事、顧問、事務局長、委託事業における非常勤職員を構成員とし、法人活動が行われている。今後、正規職員の採用や加盟大学等からの出向者を受け入れるなどの事務局体制の整備や寄付金受け入れ体制の強化の観点から、公益法人化についても今後の検討課題である

Ⅴ　その他の懸案事項

（１）「地域連携プラットフォーム（仮称）　」の構築

今後少子化が進行する中で、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像となる地域の高等教育のグランドデザインを議論する場が必要となり、今後、大学コンソーシアム沖縄から沖縄産学官協働人財育成円卓会議に対して地域連携プラットフォームの構築について要望する必要がある。

（２）国公私立の枠組みを越えた連携の仕組みの構築

現在、文科省では、国公私立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務　の連携を進めるなど、各大学等の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連　携推進法人（仮称）　）の導入に向けた検討と、連携を推進するための制度的な見直しも行うこととしている（例　えば、単位互換制度に関連して全ての科目を自大学で開設するという設置基準の緩　和　等）。今後、国が示す予定のガイドライン等を踏まえ、同法人の機能についても、更に検討する必要がある。

参考　２０４０年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）

平成３０年１１月２６日　中央教育審議会

Ⅳ．18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置－あらゆる世 代が学ぶ「知の基盤」－

３．地域における高等教育

（都道府県別の進学動向と学部の配置状況）

本審議会においては、全国的なデータだけでなく、各地域において将来推計がどうなるのか、それぞれの高等教育機関にどのようなインパクトがあるのかを可視化する観点から、都道府県別に、平成29（2017）年現在の大学進学者数、進学率、国公私別の大学数と入学定員、さらには大学進学時における自県内外への流出入の状況等を示した上で、 2040年の都道府県 における大学への進学者数、入学者数、定員充足率の国公私別の推計も併せて提示した。

このデータから、都道府県ごとに、平成 29（2017）年度現在の入学定員の実績値と 2040年度の入学者数の推計値とを比較することにより、仮に、現在の定員規模を維持した場合の2040年に不足する入学者数を国公私別に算出することができる。この数字は、機械的に算出したものであるが、個々の大学が今後の定員の在り方を検討する上での基本的なデータとなる。もちろん、今後、18歳で入学する日本人学生だけでなく、多様な年齢層と多国籍の学生を受け入れていくことにより、必ずしも推計どおりの定員削減が必要となるとは限らない。しかしながら、大きなシェアを占める 18 歳での入学者数の推計と、分野の違いを含めた大学の配置状況を可能な限り分かりやすく可視化しておくことは、各高等教育機関が他の機関との連携・統合を含めた将来の組織改編等の戦略を立てていく上でも重要と考えられる。このため、本審議会では数字だけではなく、地理的な学部の配置状況や設置されている学部の分野が分かるよう、各都道府県の地図上にマッピングした今後は、地域においても、例えば、こうしたデータや情報を可視化したマップを作成し、「地域連携プラットフォーム（仮称） 」での議論や、個々の高等教育機関の戦略に役立てることができるよう、国は学校基本調査等を用いた基本的なデータの整理を行うことが必要である。

（国が提示する将来像と地域で描く将来像）

人口減少がより急速に進むこれからの 20 年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題となる。現状においては、全体としての学生数は増加する一方で、私立大学の約４割が定員割れとなっている。我が国においては、私立大学が多く、かつ、小規模の大学が多いのが特徴であり、特に小規模な大学が多い地方において学生確保が厳しくなっている。今後、産業形態が一極集中型から遠隔分散型へと転換する想定の中では、地方における高い能力を持った人材の育成に期待がかかっている。これは教育界だけの課題ではなく、産業界を含めた地方そのものの発展とも密接に関連する課題である。 そういう意味では、高等教育の将来像を国が示すだけではなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像となる地域の高等教育のグランドデザインが議論されるべき時代を迎えていると考えられる。

この場合に、その地域の単位は、各高等教育機関が結びつきの強い地域を中心に、歴史や文化に裏打ちされた、経済圏や生活圏といった関わりや、昨今の国際化の状況も踏まえて捉えることが適切である。その際は、必要な関係者と議論していく必要がある。

そのために、地域の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム（仮称） 」を構築することが必要である。各高等教育機関は地域の人材を育成し、地域の行政や産業を支える基盤である。これを十分に機能させていくためには、常に地域において何が必要とされているのか、地域に対して当該高等教育機関が何を提供できるのか、等の観点についての情報共有と連携が欠かせない。

「地域連携プラットフォーム（仮称）」においては、18歳の伝統的な人材育成ニーズのみならず、リカレント教育、共同研究の在り方、まちづくりのシンクタンクとしての機能など幅広い観点を議論する場とする必要がある。その際には、地域の高等教育機関の経営戦略が重要であり、学長等、トップの力量と覚悟が求められる。

「地域連携プラットフォーム（仮称） 」を構築する際には、地域の高等教育機関を中心として、地方公共団体、産業界等が積極的に関わり、その果たせる役割も含め、当該地域の高等教育のグランドデザインを提示していくことが重要である。

大学コンソーシアム沖縄　運営委員会運営委員一覧

氏名	大学の役職	大学ｺﾝｿｰｼｱﾑ沖縄の役職
1．新田　早苗	琉球大学総合企画戦略部長	事務局長
2．金城　徹	琉球大学総合企画戦略部 地域連携推進課長	運営委員
3．荻堂　盛淳	名桜大学総務企画部総務課長	運営委員
4．中田　竜次	沖縄キリスト教学院 沖縄キリスト教短期大学 総務課長	運営委員
5．田代　真紀	沖縄大学総務課長	運営委員
6．島袋　常義	沖縄女子短期大学事務局次長	運営委員
7．比嘉　美昭	沖縄国際大学事務局総務課長	運営委員
8．渡久地　寛	沖縄県立芸術大学事務局 総務課長	運営委員
9．田中　克代	沖縄県立看護大学総務課長	運営委員
10.　－	沖縄工業高等専門学校総務課長	運営委員
11. 照喜名　一	沖縄科学技術大学院大学 技術開発ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ R&D担当審議役	運営委員

大学コンソーシアム沖縄実施事業（検討事項も含む）（案）

事業・時期	2019年 1月	2月	3月	4月	6月	10月	12月	2020年 1月	4月	10月	12月	2021年 1月	4月	10月	12月	備考欄
人事交流								人事交流プログラム検討 内容・テーマ等				実　施				
キャリア教育 （インターンシップ）		大学コンソーシアム沖縄　第7回社員総会　2月		運用や実施内容の確認	県内の大学生をOISTで受け入れる（8月3週間）	送付先、実施要項の確認	第一回業界研究会	第三回業界研究会	県内の大学生をOISTで受け入れる（8月3週間）	運用や実施内容の確認	第一回業界研究会	第三回業界研究会	県内の大学生をOISTで受け入れる（8月3週間）	運用や実施内容の確認	第一回業界研究会	・第二回の研究会は、沖縄工業高等専門学校の学生のみとさせていただきたい。 ・当該研究会は、沖縄工業高等専門学校の学生の必修科目「インターンシップ」の事後学習に位置づけられているため、他大学等の学生が参加する場合、本校学生を優先的に参加できるように配慮してもらいたい。例えば四ターンのうちニターン目までは、本校学生のみという場合など。 ・参加企業は各回50社程度
単位互換					単位互換検討委員会 （2019年～2021年）								単位互換プログラムの実施（４月～３月）			平成３０年度～３２年度にかけ制度の設計を行い、平成３３年度から実施、年度末に検討委員会を開催し、PDCAを回して実施する。
公開講座 （講演会含）			運営委員会（3月）	各大学持ち回りにて実施 （４月～３月）				運営委員会（3月）	各大学持ち回りにて実施 （４月～３月）			運営委員会（3月）	各大学持ち回りにて実施（４月～３月）			毎年３月頃、運営委員会において年度の報告と次年度の年間計画を策定。
SD研修						SD検討委員会 （12月～3月）		年間を通してSDを実施 年２回程度				SD検討委員会（３月）	年間を通してSDを実施 年２回程度			FD・SDとも検討委員会を設置し、年間計画を策定する。平成32年度から本格実施
FD研修						FD検討委員会 （12月～3月）		年間を通してFDを実施 年２回程度				FD検討委員会（３月）	年間を通してFDを実施 年２回程度			
学生交流			運営委員会（3月）			世界ウチナーンチュ学生サミット（10月）		運営委員会（３月）		世界ウチナーンチュ学生サミット（10月）		運営委員会（３月）		世界ウチナーンチュ学生サミット（10月）		毎年３月に学生交流実行委員会を立ち上げ、１０月に学生交流会を実施
合同入試説明会				合同入試説明会実行委員会		合同入試説明会開催（8月・10月末）		合同入試説明会実行委員会（３月）		合同入試説明会開催（8月・10月末）		合同入試説明会実行委員会（３月）		合同入試説明会開催（8月・10月末）		毎年３月に合同入試説明会実行委員会を開催し、次年度の合同入試説明会の開催について調整する。
	2019年							2020年				2021年				

事業・時期	１月	２月	３月	４月	６月	１０月	１２月	１月	４月	１０月	１２月	１月	４月	１０月	１２月	

資料3

大学コンソーシアム沖縄の規程整備について（案）

【制定を急ぐ規程】

番号	規程等名称	施行日	頁
1	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄組織規則（案）	H31.4.1	1頁
2	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄事務局規程（案）	H31.4.1	3頁
3	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄運営委員会規程（案）	H31.4.1	4頁
4	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄文書取扱規程（案）	H31.4.1	6頁
5	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄非常勤職員就業規則（案）	H31.4.1	12頁
6	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄非常勤職員給与規程（案）	H31.4.1	21頁
7	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄会計規程（案）	H31.4.1	26頁
8	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費規程（案）	H31.4.1	32頁
9	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄個人情報保護規程（案）	H31.4.1	34頁

【制定が必要な規程】

1	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄社員総会規程	未定	
2	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄理事会規程	未定	
3	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄役員等の選任に関する規程	未定	
4	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄監事監査規程	未定	
5	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄公印取扱規程	未定	
6	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄情報公開規程	未定	
7	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄職員倫理規程	未定	
8	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄寄附金等取扱規程	未定	
9	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄基金取扱規程	未定	
10	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄謝金支給事務要領	未定	
11	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄契約事務規程	未定	
12	一般社団法人大学コンソーシアム沖縄共催及び後援名義使用規程	未定	

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄組織規則（案）

［平成 31 年　月　日
制　　定］

（目的）

第１条　この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）の組織に関し、必要な事項を定める。

（意思決定機関）

第２条　本法人の運営について必要な事項を定めるため、意思決定機関として社員総会を置く。

２　社員総会に関し必要な事項は、別に定める。

（業務執行機関）

第３条　本法人の業務を執行するため、次の業務執行機関を置く。

⑴ 代表理事

⑵ 副代表理事

（監査機関）

第４条　本法人の会計、財産及び理事の業務執行等の状況を監査するため、監査機関を置く。

２　監査機関に関し必要な事項は、別に定める。

（事業実施機関）

第５条　本法人の事業を実施するため、次の事業実施機関を置く。

子どもの居場所学生ボランティアセンター

２　事業実施機関に関し必要な事項は、別に定める。

（運営委員会）

第６条　本法人の運営を円滑に実施するため、運営委員会を置く。

２　運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第７条　本法人の業務の執行を補助するため、事務局を置く。

２　事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局に関し必要な事項は、別に定める。

（組織図）

第８条　本法人の組織図を別紙のとおり定める。

（改廃）

第９条　この規則の改廃は、社員総会において決定し、代表理事の承認を得る。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄事務局規程（案）

［平成 31 年　月　日
制　　定］

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）定款第 31 条第４項の規定に基づき、本法人の事務局の組織に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第２条　事務局は、本法人の事務を処理するため、次の業務を行う。

(1)　定款第 4 条に掲げる事業の連絡調整に関すること。

(2)　本法人の経理に関すること。

(3)　その他本法人の運営に関し必要な事項

（所在地）

第３条　本法人の事務局の所在地は、本法人の正会員の所在地のうちから、社員総会の了承を得て決定するものとする。

（事務局長）

第４条　事務局に事務局長を置く。

２　事務局長は、事務局の事務を統括する。

３　事務局長の任免は、全理事の承認を得て代表理事が行う。

４　事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事がその職務を代行する。

（職員）

第５条　事務局に必要に応じて本法人の正会員の機関から出向した職員のほか、非常勤職員を置くことができる。

２　職員の任免は、代表理事が行う。ただし、重要な職員の任免は、全理事の承認を得るものとする。

３　職員の職務は、代表理事の承認を経て、事務局長が指定する。

（補足）

第６条　この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄運営委員会規程（案）

［平成 31 年　月　日
制　　定］

（設置）

第１条　一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）の運営を円滑に行うため、社員総会の下に、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　本法人の事業の計画に関する事項

(2)　本法人の事業の円滑な実施に関する事項

(3)　その他本法人の運営に関し必要な事項

（組織等）

第３条　運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 事務局長

(2) 正会員の所属機関の事務職員　各１人

２　前項第 2 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　運営委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

２　委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

（代理者の出席）

第５条　委員長は、運営委員会の委員に事故あるとき又は欠けたときは、代理者を出席させることができる。

（会議）

第６条　運営委員会は、委員の３分の２の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　議事を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、過半同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第７条　運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　運営委員会の庶務は、本法人の事務局において処理する。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、運営委員会の議を経て社員総会において決定し、代表理事が行う。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄文書取扱規程（案）

［平成 31 年　月　日
制　　定］

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）における文書の適正かつ迅速な処理を図るために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程における文書とは、本法人における事務の運営に必要な一切の書類、図面、図画又は電子記録をいう。

（文書の処理及び取扱い）

第３条　事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

２　文書の取扱いについては、その処理の迅速さと正確性を期するとともに、常に責任の所在を明らかにしなければならない。

（文書管理事務の総括）

第４条　事務局長は、本法人における文書の管理に関する事務を統括する。

（文書管理担当者）

第５条　文書処理を円滑にするため文書管理担当者を置く。

２　文書管理担当者は、事務局長が指名する者をもって充てる。

（文書の収受・配付）

第６条　本法人に到着した文書は、原則として文書管理者が収受し、文書受付・受領簿（別紙様式１）に必要事項を記載するものとする。

２　収受した文書は、速やかに案件の担当者に配付するものとする。

３　文書の配付を受けた者は、軽易な文書であるものを除き、事務局長に供覧してその処理について指示を受けなければならない。

（文書の発送）

第７条　発送文書は、事務局において押印し、文書管理簿に必要事項を記載の上、遅滞なく発送しなければならない。

（文書の起案）

第８条　文書の起案は、関係案件の担当者が行う。

２　起案は、特に定めのある場合を除き、所定の原議書用紙を使用するものとする。ただし、軽易なものの起案にあっては、適宜起案用紙等を定め使用することができる。
３　起案の方法は、原則として一案件につき一起案とする。

（決裁）
第９条　文書の決裁は、特に定めるもののほか、名義者の決裁を受けなければならない。

（代決）
第１０条　文書の決裁者が出張、休暇その他の理由で不在の場合は、次に掲げる区分に応じ、特に重要なものを除き、代決することができる。ただし、事後に決裁者の承認を得なければならない。
(1)　代表理事については、事務局長
(2)　事務局長については、事務局長が予め指名する者

（供覧）
第１１条　起案を要しない文書は、適当な方法により関係者に供覧するものとする。

（文書番号）
第１２条　受付を行った文書は、文書受付・受領簿（別紙様式１）に、決裁を得た文書は、文書発送簿（別紙様式２）にそれぞれ所定の事項を記載するものとする。
２　文書の番号は、年度毎に起番するものとする。

（文書の整理及び保存）
第１３条　文書は、文書番号順に整理し、保管するものとする。
２　文書の保存については、別表に定める区分にしたがって保存するものとする。
３　機密文書は、施錠できる堅個な書庫等に保管しなければならない。

（文書の保存期間）
第１４条　文書の保存期間は、10 年、5 年、3 年及び１年とし、別表(文書保存期間)のとおりとする。ただし、法令により定めのあるものについては、法令の定めるとおりとする。
２　文書の保存年限は、その文書が完結した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算する。ただし、暦年文書は、その完結した日の属する年の翌年１月１日から起算する。

（文書の廃棄）
第１５条　文書の保存期間が満了したときは、代表理事の承認を得た上で廃棄するものとする。ただし、代表理事が延長保存を適当と認める文書については、この限りでない。

（機密保持）

第１６条　文書の発送、受付、配付、保管、整理及び廃棄の事務を取り扱う者は、業務上の機密を保持しなければならない。

（補足）

第１７条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第１８条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式１

文書受付･受領簿

受付番号	受付年月日	件　　名	発信者	宛先	担当者

別紙様式２

文書発送簿

起案番号	起案年月日	発信者	宛先	件　名

別表（文書保存期間）

区分	保存文書
永久保存	① 定款、設立許可書、設立趣意書、主務官庁の許認可書 ② 社員総会に関する書類 ③ 登記に関する書類 ④ 重要な権利義務及び財産の得喪変更に関する書類 ⑤ 重要な契約に関する書類 ⑥ 規則、規程に関する書類 ⑦ その他永久保存を必要と認める書類
10 年保存	① 役員に関する書類 ② 予算及び決算に関する書類 ③ 会計諸帳簿及び書類 ④ 人事に関する書類 ⑤ 重要な調査に関する書類 ⑥ 証明に関する書類 ⑦ 会員に関する名簿及び書類 ⑧ その他 10 年保存を必要と認める書類
5 年保存	① 業務の実施に関する書類 ② 文書の収受・発送に関する書類 ③ その他 5 年保存を必要と認める書類
3 年保存	① 満期又は解約となった契約書 ② 各種往復文書 ③ その他 3 年保存を必要と認める書類
1 年保存	一時的に保存する文書

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄非常勤職員就業規則（案）

［平成 31 年　月　日
制　　定］

第 1 章　総則

（目的）

第１条　この規則は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）に勤務する非常勤職員の就業に関し、必要な事項を定める。

２　この規則に定めるもののほか、非常勤職員の就業に関する事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）、短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において非常勤職員とは、本法人に勤務する非常勤職員で、期間の定めのある労働契約により雇用した者で、次に定める非常勤職員をいう。

(1) フルタイム職員　1 日の労働時間が 7 時間 45 分で、かつ 1 週間の労働時間が 38 時間 45 分の非常勤職員

(2) パートタイム職員　1 日の労働時間が 7 時間 45 分を超えない範囲内で、かつ 1 週間の労働時間が 30 時間を超えない非常勤職員

（遵守事項）

第３条　本法人及び非常勤職員は、それぞれの立場でこの規則を遵守し、その実行に努めなければならない。

第 2 章　人事

（採用）

第４条　非常勤職員の採用は、選考による。

２　前項の選考は、原則として公募の上、面接試験等の実施により行う。

３　非常勤職員を採用する場合には、次の各号に掲げる労働条件を明示した文書を交付するものとする。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休

暇に関する事項
(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
(6) その他必要な事項
４　非常勤職員として採用内定した者は、次の書類を提出しなければならない。
(1) 履歴書
(2) 健康診断書
(3) その他本法人が必要と認める書類

（提出書類）
第５条　非常勤職員として採用された者は、遅滞なく次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 厚生年金等の被保険者証
(2) 住民票記載事項の証明書
(3) 個人番号カード又は通知カードの写し
(4) その他必要と認める書類
２　前項各号に掲げる提出書類の記載内容に変更があった場合は、その都度遅滞なく届け出なければならない。

（雇用期間）
第６条　非常勤職員の雇用期間は、発令の日の属する事業年度の範囲内で定めるものとし、双方合意の上、5 年を限度として契約を更新することができる。
２　雇用期間の更新については、予算の状況、業務の進捗状況及び必要性・当該非常勤職員の勤務成績、勤務態度及び健康状況等を勘案した上で決定する。

（試用期間）
第７条　非常勤職員として採用された者には、採用の日から 1 か月間の試用期間を設ける。ただし、代表理事が適当と認めたときは、試用期間を短縮し又は設けないことがある。
２　試用期間中に非常勤職員として不適格を認めたときは、解雇する。
３　試用期間は勤続年数に通算する。

（職名及び職務内容等）
第８条　非常勤職員の職名及び職務内容等については、次のとおりとする。
(1) 事務補佐員　　一般事務を補佐する。
(2) コーディネーター　子どもの居場所ボランティアセンターの業務に従事する。
２　前項に定める職名以外の職名が必要な場合は、別に定めることができる。

（配置換）
第９条　代表理事は、業務の都合により非常勤職員の職種若しくは勤務場所を変更する

ことができる。この場合において、非常勤職員は、正当な理由のない限り拒むことはできない。

（退職）

第１０条　非常勤職員が次の各号の一に該当した場合には、退職するものとする。

(1) 契約期間が満了した場合

(2) 次条の規定により退職の承認を得た場合

(3) 定年に達した場合

(4) 正当な理由がなく引き続き 14 日以上勤務を欠いた場合

(5) 死亡した場合

２　前項第 1 号において、代表理事が契約の更新をしない場合は、30 日前までに予告するものとする。

（自己都合による退職）

第１１条　非常勤職員は、雇用期間中に自己の都合により退職をしようとするときは、退職を予定する日の 2 週間前までに、代表理事に文書をもって願い出なければならない。

（解雇）

第１２条　非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇するものとする。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合

(2) 勤務成績が著しく不良又は非常勤職員として能力を著しく欠くと認められる場合

(3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合

(4) 従事している業務を廃止し、又は縮小する必要が生じた場合

(5) 従事している業務に係る経費の受け入れが終了し、又は削減され、当該業務を縮小する必要性が生じた場合

（解雇予告）

第１３条　前条の規定により非常勤職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告をするか、又は労基法第 12 条に規定する平均賃金の 30 日分を支払うこととし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。ただし、試用期間中の非常勤職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署長の承認を受けた場合はこの限りではない。

（退職又は解雇後の責務）

第１４条　退職又は解雇された者は、在職中に知り得た真に法的に保護すべき重大な職務上の秘密を他に漏らしてはならない。

（退職証明書）

第１５条　代表理事は、退職又は解雇された者（解雇の予告を受けた者を含む。以下同じ。）が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

２　前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) その事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

３　退職証明書には、前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを記載するものとする。

第 3 章　勤務、休暇等

（所定労働時間）

第１６条　非常勤職員の所定労働時間は、フルタイム職員にあっては、1 週間について 38 時間 45 分を超えない範囲内とし、1 日については、7 時間 45 分を超えない範囲内とする。パートタイム職員については、1 週間について 30 時間を超えない範囲内とし、1 日については 8 時間を超えない範囲内とする。

２　フルタイム職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は次のとおりとする。ただし、代表理事は、業務運営の都合上、必要がある場合には、これを変更することができる。

(1) 始業時間　午前 8 時 30 分

(2) 終業時間　午後 5 時 15 分

(3) 休憩時間　午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分

３　パートタイム職員の所定労働時間（始業及び終業の時刻、休憩時間を含む。）については、個別に定めるものとする。

（休日）

第１７条　非常勤職員の休日は、次の各号に定める日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法の休日」という。）

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に定める休日を除く。）

(4) その他代表理事が特に指定する日

２ 前項に定めた休日及び勤務を要しない日を、業務の都合により他の日に振り替えることができるものとし、この場合、非常勤職員は事務局長との協議により決定する。

（時間外労働及び休日労働）

第１８条 業務上必要があるときは、時間外又は休日に勤務を命ずることができるものとする。

２ 非常勤職員が第 16 条に定める勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）を超えて勤務した場合は、給与規程の定めるところにより時間外労働手当を支払う。

（年次有給休暇）

第１９条 非常勤職員が採用された日から 6 か月間継続して勤務し、かつその期間の全勤務日数の 8 割以上出勤したときは、労働基準法第 39 条の定めに従い、年間 10 日の年次有給休暇を与える。

２ 前項の勤続 6 か月を基準にして、以後、勤続１年増ごとに以下のとおり所定日数を与える。

勤続年数（年）	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

３ 週所定労働時間が 30 時間未満であり、週所定労働日数が 4 日以下又は年間所定労働日数が 216 日以下の者に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を 与える。

週所定労働時間	１年間の所定労働日数	勤続年数（年）						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
4 日	169 日～216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73 日～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	7 日	7 日
1 日	48 日～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

４ 当該年度中に消化し得なかった未使用の日数は、当該年度取得分に限り次年度に繰り 越すことができる。

５ 年次有給休暇を請求する場合は、事前に事務局長に届け出てその承認を得なければならない。

（特別休暇及び職務免除）

第２０条 非常勤職員は、次の各号に揚げる場合に、特別休暇を請求することができる。

(1) 本人が結婚するとき 5 日

(2) 実子が結婚するとき 3 日

(3) 父母、配偶者又は子が死亡したとき 7 日

(4) 祖父母、兄弟姉妹又は孫が死亡したとき 4 日

(5) 前各号に定めるほか、この法人が必要と認めたとき必要な日数

2 非常勤職員が次の各号に掲げる場合には、必要な時間の職務を免除することができる。

(1) 公民権を行使するとき。

(2) 健康診断を受けるとき。

(3) 前各号に定めるほか、相当の理由がある場合には、代表理事の承認を得て職務を免除することができる。

（その他の休暇等）

第２１条 生理日の就業が著しく困難な女子非常勤職員には、本人の請求により生理休暇を与えることができる。ただし、１回につき 2 日を超えないものとする。

2 妊産婦である非常勤職員が請求したときは、産前最長 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）の有給休暇を与えるものとする。

3 出産した非常勤職員は、産後 8 週間休業させる。ただし、産後 6 週間を経過した非常勤職員から請求があったときは、医師が支障のないと認めた業務に就かせることができる。

4 非常勤職員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定に基づいて、育児休業、子の看護休暇、子育て中の短時間勤務の適用、介護休業、介護休暇、介護短時間勤務の適用、又は超過勤務の免除等を申し出たときは、同法に定めるそれぞれの措置をとらせなければならない。

5 女性非常勤職員から母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲内で有給休暇を与える。

(1) 産前の場合妊娠 23 週目まで 4 週に 1 回 妊娠 24 週目から 35 週目まで 2 週に 1 回 妊娠 36 週目から出産まで 1 週に 1 回

(2) 産後（１年以内）の場合医師または保健婦等の指示により必要な時間 （休暇の取り扱い） 第 16 条 第 12 条第 3 項に定める代休並びに第 13 条から第 15 条までの各条に定める休暇及び休業の期間は、これを勤務したものとみなす。

（出退勤等）

第２２条 非常勤職員は、出退勤に当たっては、所定の出勤簿に出退勤時刻を記録しなければならない。

（欠勤等）

第２３条 非常勤職員は、病気その他やむをえない事由により欠勤するときは、事前に申し出て事務局長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後に速やかに届け出なければならない.

2 病気欠勤が 7 日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えるものとする。

（出張）

第２４条 事務局長は、業務上必要があると認めるときは、非常勤職員に対して出張を命ずることができる。
２ 出張に関する手続き及び出張旅費については、別に定める。

第４章　給与

（給与）
第２５条　非常勤職員の給与は、別に定める。

第５章　職員研修

（職員研修）
第２６条　非常勤職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、特に必要と認められる場合には、研修を命ぜられる場合がある。

第６章　賞罰

（表彰）
第２７条 代表理事は、次の各号の一に該当すると認める非常勤職員を表彰する。
(1) 業務成績の向上に多大の功労があった者
(2) 業務上有益で顕著な改良をした者
(3) 災害又は事故の際、特別な功労があった者
(4) その他特に他の職員の模範として推奨すべき実績があった者
２　表彰は、表彰状を授与して行い、副賞を添えることがある。

（懲戒）
第２８条 代表理事は、非常勤職員が次の各号の一に該当する事由があるときは、懲戒処分を行うことができる。
(1) 正当な理由なしに無断でしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
(2) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき。
(3) 本法人の業務上重要な秘密を外部に漏洩して本法人に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。
(4) 正当な理由無く個人情報を収集し、又は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用したとき。
(5) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供応を受けたとき。
(6) 非常勤職員としての遵守事項に違反し、又は正当な理由なく、しばしば 業務上の命令に従わなかったとき。
(7) 悪質なハラスメント行為があったとき。

(8) 重大な経歴詐称をしたとき。
(9) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき。
(10) 刑法その他刑罰法規の各規定に違反し、本法人の名誉又は信用を著しく傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
(11) 私生活上の非違行為や本法人に対する誹謗中傷等によって本法人の名誉又は信用を著しく傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
(12) 懲戒事由に関わる事実について、虚偽又は悪意に基づく通報を行ったとき。
(13) 不正又は非違行為に関わる調査を妨害する行為があったとき。
(14) 前各号に準ずる不適切な行為があったとき。
(15) この規則又は本法人が定める諸規程に違反する行為があったとき。

（懲戒の種類）
第２９条 前条に基づく懲戒処分の種類は，次の各号とおりとする。
(1) 戒 告　責任を確認させ、注意の喚起を促す
(2) 減 給　1回の額が労基法第１２条に規定する平均賃金の 1 日分の 2 分の 1 を上限とし、その総額が一給与計算期間の給与総額の 10 分の 1 を上限として給与から減ずる。
(3) 停 職　12 月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない
(4) 諭旨解雇　退職願の提出を勧告する。この場合において、7 日以内にこれに応じない場合は、懲戒解雇する

（損害賠償）
第３０条 非常勤職員が故意又は重大な過失により、本法人に損害を与えた場合は、懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第 7 章　安全衛生・災害補償

（健康診断）
第３１条 代表理事は、1 年以上雇用される非常勤職員（1 週間の労働時間が 30 時間未満のパートタイム職員を除く。）に対して、毎年定期的に健康診断を行う。
２　非常勤職員は、正当な事由なくして健康診断を拒んではならない。

（火災予防等）
第３２条 非常勤職員は、火災盗難等の予防に留意するとともに、火災その他の非常災害の発生を発見し又はその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとり、直ちにその旨を担当者等に連絡し、その被害を最小限に止めるように努めなければならない。

（災害補償及び業務外の傷病扶助）

第３３条 非常勤職員が業務上負傷し又は疾病に罹ったときは、労働基準法の定めるところにより、療養補償、休業補償、障害補償を行う。

２ 非常勤職員が業務上負傷し又は疾病に罹り死亡したときは、労働基準法の定めるところにより、遺族補償及び葬祭料を支払う。

３ 前各項の規定により補償を受けるべき者が、労働者災害補償保険法の規定に基づき、同一の事由について前各項に定める災害補償の給付を受けることとなる場合は、前各項の規定は適用しないものとする。

４ 非常勤職員が業務外の傷病に罹ったときは、健康保険法又は国民健康保険法により扶助を受けるものとする。

第８章　雑則

（補足）

第３４条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第３５条 この規則の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄非常勤職員給与規程（案）

［平成 31 年　月　日
制　　定］

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）非常勤職員就業規則第 25 条の規定に基づき、本法人の非常勤職員の給与に関し、必要な事項を定める。

（給与の決定）

第２条 非常勤職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、フルタイム職員（コーディネーター）にあっては月給、フルタイム職員（コーディネーターを除く。）にあっては日給、パートタイム職員にあっては時間給とし、別表第１に掲げる額とする。

(2) 諸手当は、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。

２ 前２項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合には、代表理事の承認を得て、基本給の額を別に定めることができる。

第３条　育児短時間勤務をする非常勤職員（フルタイム職員に限る。）の基本給は、前条第１項第１号の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務をする期間にあっては時間給で支給するものとする。

（住居手当）

第４条 住居手当は、フルタイム職員（契約期間が３月未満の者を除き、勤務日及び勤務時間が常勤職員とほぼ同様の者に限る。）のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている非常勤職員に支給する。

２　住居手当の月額は、次に掲げる額とする。

(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている非常勤職員　家賃の月額から 12,000 円を控除した額

(2) 月額 23,000 円以上の家賃を支払っている非常勤職員　家賃の月額から 23,000 円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が 16,000 円を超えるときは、16,000 円）を 11,000 円に加算した額

（通勤手当）

第５条 １か月以上の期間を定めて雇用されたフルタイム職員のうち、交通機関等によ

り通勤を常例とするものについては、通勤手当を支給することができる。

2　パートタイム職員に対する通勤手当の支給については、前項の規定によるほかその他必要な事項は、代表理事が別に定める。

第６条　通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。)

2　通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 前項第１号に掲げる職員　次に掲げる額。ただし、55,000 円を超えるときは、55,000 円とする。

イ　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関を利用する区間については、最も経済的かつ合理的であると認められる通用期間に相当する期間の定期券の価額を当該期間の月数で除して得た額

ロ　イに掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間については、最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤 21 回分(週の勤務日が４日以下の場合は、平均１月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(2) 前項第２号に掲げる職員　職員の区分に応じて次の表に定める額。ただし、平均１月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員にあっては、それぞれ次の表に定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

職員の区分	手当額
一般に利用しうる最短の経路による自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道５キロメートル未満である職員	2,000 円
使用距離が片道５キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員	4,200 円
使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員	7,100 円
使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員	10,000 円
使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員	12,900 円
使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員	15,800 円
使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	18,700 円
使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	21,600 円
使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	24,400 円
使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	26,200 円

使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	28,000 円
使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	29,800 円
使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員	31,600 円

（時間外労働手当及び休日給）

第７条 所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間(次項に規定するものを除く。)に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 の割合を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。ただし、所定の労働時間を含めて 1 日 7 時間 45 分以内の勤務については 100 分の 100 の割合で支給する。

２　前項の規定にかかわらず、所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた時間(次項に規定する休日に勤務することを命ぜられた時間を含む。)が 1 月につき 60 時間を超える場合には、その 60 時間を超えて労働した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 4 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 の割合を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

３ 休日に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務を命ぜられた全時間(当該週休日を振り替えた場合及び代休日を指定した場合を除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 4 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135 の割合を乗じて得た額の休日給を支給する。

４ 時間外労働手当及び休日給の算定の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額は、フルタイム職員（コーディネーター）にあっては、基本給の月額を 1 箇月の平均所定労働時間で除して得た額、フルタイム職員（コーディネーターを除く。）にあっては日給を 7.75 で除して得た額、パートタイム職員にあっては時間給の額とする。

（期末手当及び勤勉手当）

第８条　6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職するフルタイム職員（雇用期間が 6 月未満の者を除き、勤務日及び勤務日数が常勤職員とほぼ同様の者に限る。）には、期末手当及び勤勉手当を支給する。

２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在においてフルタイム職員が受けるべき基本給の月額（日給の場合は、日給額に 21 を乗じて得た額）を基礎として、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第２に定める割合を乗じて得た額とする。

３　勤勉手当の額は、基準日現在において受けるべき基本給の月額（日給の場合は、日給額に 21 を乗じて得た額）を基礎として、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別表第３に定める割合及び勤務成績に基づき、100 分の 87 を超えない割合を乗じて得た額とする。

（給与の計算期間及び支給日）

第９条 期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間は、その月の１日から末日までとし、支給日はその翌月の 17 日とする。ただし、17 日が日曜日に当たるときは、その前々日に、17 日が土曜日に当たるときは、その前日に、17 日が祝日法の休日に当たるときは、その翌日に支給する。

２ 期末手当及び勤勉手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

（給与の支給）

第１０条 職員の給与は、その全額を通貨で直接本人に支給するものとする。ただし、法令によってその職員の給与から控除すべきものがある場合は、その金額を控除して支給する。

３ 前項の給与は、原則として、本人の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

（給与の減額）

第１１条　非常勤職員が勤務時間内において勤務しないとき（その勤務しない時間が有給休暇として承認された場合を除く。）は、勤務しなかった時間分の給与を減額する。

（年度一時金）

第１２条　一の事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）においてフルタイム職員として勤務した日が 18 日以上ある月が引き続き 6 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該職員として勤務したものには、年度一時金を支給することができる。

２　年度一時金は、各事業年度の末日（フルタイム職員が事業年度中途において退職した場合にあっては、当該退職した日）の属する月の翌月の給与支給日に支給する。

３　年度一時金の額は、基本給の月額（日給の場合は、日給額に 21 を乗じて得た額）に 0.3 を乗じて得た額とする。

（補則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第 １４条 この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１（非常勤職員給与額表）

①　フルタイム職員（コーディネーター）

月　額
経験等を考慮し、個別に決定する。

②　フルタイム職員（コーディネーターを除く。）

前年度末年齢	日給額
20 歳未満	6,000 円
20 歳以上～30 歳未満	6,800 円
30 歳以上	7,600 円

③　パートタイム職員

前年度末年齢	時給額
30 歳未満	850 円
30 歳以上	950 円

別表第２（期末手当関係）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

別表第３（勤勉手当関係）

勤　務　期　間	割　　合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	0

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄会計規程（案）

平成 31 年　月　日
制　　定

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）の会計処理に関し必要な事項を定め、事業の効率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第２条 この規程は、本法人の会計業務の全般について適用する。

（会計原則）
第３条 本法人の会計は、関係法令及び定款によるほか、本規程の定めるところによる。

（会計年度）
第４条　本法人の会計年度は、定款第 29 条に定める事業年度に従い、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（会計区分）
第５条 当会の会計は、一般会計と特別会計とする。
２ 特別会計は、業務遂行上必要がある場合において、社員総会の承認を得て設置することができる。

（会計書類）
第６条 当会の会計に関し作成する書類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの様式は別に定める。
（１）収支予算書
（２）収支計算書
（３）正味財産増減計算書
（４）貸借対照表
（５）財産目録

（会計責任者）
第７条 本法人に会計責任者を置き、事務局長をもって充てる。
２　会計責任者は、本法人の会計事務を掌理する。
（会計事務担当者）

第８条 本法人の会計事務を分掌させるため、経理担当者、金銭出納担当者及び固定資産管理担当者を置く。
２ 前項の担当者は、会計責任者の指示に従い、それぞれ、その所掌に属する事務を処理する。

第２章 勘定科目及び帳簿等

（勘定科目）
第９条 本法人の会計においては、財務及び会計の状況を把握するために必要な勘定科目を設ける。
２　前項の勘定科目は別に定める。

（会計帳簿）
第１０条 本法人の会計においては、会計ごとに次の各号に掲げる帳簿を備えるものとし、それぞれの様式は別に定める。
（1）総勘定元帳
（2）予算収支簿
（3）現金出納帳
（4）固定資産台帳
（5）物品受払台帳
（6）基本財産明細帳
（7）会費明細帳

（会計伝票）
第１１条 本法人の会計処理に使用する伝票は、入金伝票、出金伝票及び振替伝票の 3 種類とする。
２ すべての取引は、会計伝票により処理し、会計帳簿は会計伝票に基づいて記帳しなければならない。
３ 会計伝票は、会計担当者が証憑書類に基づき作成し、事務局長の承認を受けなければならない。

（会計帳簿の更新）
第１２条　会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

（会計帳簿等の保存期間等）
第１３条 会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は、次のとおりとする。
(1) 財務諸表、財産目録　　永久
(2) 総勘定元帳　　永久
(3) 会計帳簿　　10 年
(4) 証憑書類　　10 年

(5) その他の書類　　5年

２　前項の保存期間は、事業年度終了のときから起算する。

３　保存期間経過後は、会計責任者の承認を受けて処分する。

第３章　収支予算

（収支予算書）

第１４条　収支予算書は、本法人の事業計画に基づき、代表理事が当該会計年度の始まる前に作成し、社員総会の議を経て確定するものとする。

（収支予算の執行）

第１５条　収支及び支出は、予算に基づき行わなければならない。

２　収支予算の執行者は、代表理事とする。

（支出予算の流用）

第１６条　予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用は行わないこととする。ただし、代表理事が予算の執行上必要があると認めた場合は、この限りではない。

第４章　出納

（金銭の範囲）

第１７条 この規程において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

２　現金とは、通貨、小切手、その他随時に通貨と引き替えることができる証書をいう。

３ 有価証券（小切手を除く。）、郵便切手及び収入印紙は、金銭に準じて取り扱うものとする。

（出納責任者）

第１８条　金銭の出納、保管等の管理を行うために、出納責任者を置き、事務局長が指名する者を持って充てる。

２　出納責任者は、金銭の出納及び保管の事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を置くことができる。

（金銭の出納及び保管）

第１９条 金銭の出納及び保管は、出納事務担当者が行い、出納責任者が統括する。

（金銭の出納）

第２０条 金銭の出納があった場合には、会計伝票を発行しなければならない。

２ 現金により金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。

（支払手続）

第２１条 金銭を支払う場合には、請求書、その他取引を証する書類に基づいて支払伝票を作成し、出納責任者の承認を得て行うものとする。

２ 金銭の支払については、住所、氏名及び捺印のある領収書を受け取らなければならない。ただし、所定の領収書を受けとることができないときは、支払証明書をもってこれに代えることができる。

（支払方法）

第２２条 金銭の支払いは、原則として金融機関への振込みにより行うものとする。ただし、出納責任者がこれによりがたいと認めたときは、この限りではない。

（預金及び公印管理）

第２３条 金融機関との取引は、代表理事の名をもってこれを行う。

２ 出納に使用する印鑑の保管及び押印は、出納責任者が自ら行うものとする。

３ 金融機関との預金取引、その他の取引を開始又は廃止するときは、代表理事の承認を得て会計責任者がこれを行う。

（金融機関との取引）

第２４条 金融機関との取引の開始及び解除については、代表理事の承認を得て行う。

２ 金融機関との取引は、すべて代表理事名義をもって行い、会計責任者がその管理に当たる。

（現金の保管）

第２５条 現金は、小口の支払資金として必要な現金を除き、遅滞なく取引金融機関に預け入れなければならない。

（残高照合）

第２６条　現金は、毎日の現金出納締切後、その残高を現金出納帳と照合し、預貯金は年度末の残高証明書により残高照合しなければならない。

（現金の過不足）

第２７条 現金に過不足を生じた場合は、出納責任者は直ちにその原因を明らかにするとともに、会計責任者に報告してその指示を受けなければならない。

第５章 固定資産

（固定資産の定義）

第２８条　固定資産とは、耐用年数が１年以上で、取得価額が 10 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

（取得価額）

第２９条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 購入に係るものは、その購入代金及び附随費用

(2) 建設に係るものは、その建設に要した費用

(3) 交換に係るものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価格

(4) 贈与に係るものは、その時の適正な評価額

（取得、譲渡等）

第３０条　固定資産の取得、譲渡、除去、貸与等については、代表理事の承認を受けなければならない。

（登記及び登録）

第３１条　登記又は登録を要する資産を取得したときには、遅滞なくその手続きを行わなければならない。

（損害保険）

第３２条 火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、原則として適正な価格の損害保険を付さなければならない。

（減価償却）

第３３条　固定資産の減価償については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数によって行い、その方法は定額法によるものとする。

（固定資産の管理）

第３４条　固定資産の管理担当者は、固定資産台帳を整備し、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

（現物照合）

第３５条　固定資産の管理担当者は、固定資産を常に良好な状態において管理し、毎会計年度に１回以上固定資産台帳と現物照合をしなければならない。

第６章 物品

（物品の範囲）

第３６条　物品とは、消耗品及び備品（耐用年数が１年以上で取得価格が 10 万円未満のもの）をいう。

（物品の管理）

第３７条 物品は、常に良好な状態において管理し、その用途に応じて最も効率的に使用しなければならない。

２ 物品の受払をしたときは、物品受払台帳に記録しなければならない。ただし、事務用消耗品については、物品受払台帳の記録を省略することができる。

（現物の照合）

第３８条　備品については、備品台帳を備え、各事業年度に１回以上備品台帳と現物を照合しなければならない。

第８章 決算

（目的）

第３９条　決算は、各事業年度の会計記録を整備集計し、当該期間の収支状況及び当該期間末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（決算書類の作成）

第４０条　会計責任者は、毎事業年度終了後、速やかに決算に必要な手続きを行い、次に掲げる財務諸表等を作成し、代表理事に報告しなければならない。

（監査及び社員総会の承認）

第４１条　代表理事は、前条の決算書類について、事業年度終了後３箇月以内に社員総会の承認を受けなければならない。

第９章 補則

（補則）

第４２条 この規程に定めるもののほか、本法人の会計処理に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第４３条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄旅費規程（案）

［平成 31 年　月　日
制　　定］

（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）の理事及び職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）（非常勤職員を含む。以下同じ。）並びに本法人が出張を依頼した者の旅費支給に関し、必要な事項を定める。

（旅費の定義）
第２条　本規程において、旅費とは交通費、宿泊費及び日当をいう。
３　前項の規定にかかわらず、沖縄本島内（沖縄本島から陸上交通により旅行が可能な離島を含む。）の旅行については、日当を支給しない。

（旅費の支給）
第３条　本法人の理事及び職員が業務のため出張する場合には、次により旅費を支給するものとする。
２　本法人の理事及び職員以外の者が本法人の依頼に応じ旅行する場合には、その者の職位等に照らし、職員の支給基準により旅費を支給するものとする。

（旅費の支給手続き）
第４条　旅費の支給を受けようとする者は、旅費計算書に必要な書類を提出しなければならない。
２　旅費の支給は、原則として精算によるものとする。ただし、代表理事が認めた場合は、その対象となる旅行の前に予め前項に定める書類を提出することにより、仮払いによる支給をすることができる。

（旅費の計算）
第５条 旅費は，最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。 ただし，業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合には，その実際の経路及び方法によって計算することができる。

（交通費）
第６条　交通費は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃とし、それぞれ実費を支給する。
２　運賃は、普通車両、普通席などの特別料金を必要としない運賃とする。ただし、鉄道運賃の場合は、急行料金又は特別急行運賃を支給することができる。

（宿泊費）
第７条　宿泊費は、旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。
２　前項の額は、理事については 14,100 円、職員については 10,400 円とする。

（日当）
第８条　日当は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。

２　前項の額は、理事にあっては 3,000 円、職員にあっては 2,200 円とする。

（旅費の調整）
第９条 当該旅行における特別の事情により、旅費の一部を支給しないことができる。

（出張報告）
第１０条　出張が終了したときは、その結果を遅滞なく代表理事に報告しなければならない。

（補則）
第１１条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）
第１２条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄個人情報保護規程（案）

［平成31年　月　日
制　　定］

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）が定める個人情報の保護に関する基本方針に従い、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、事業の適性かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

２　特定個人情報の取扱いに関しては、代表理事が別に定める。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　個人情報　生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2)　個人データ　個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(3)　保有個人データ　本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(4)　本人　個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(5)　従業者　本法人の指揮命令を受けて本法人の業務に従事する者をいう。

（本法人の責務）

第３条　個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第２章　個人情報の利用目的の特定等

（利用目的の特定）

第４条　個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

２　利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
３　利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

（利用目的外の利用の制限）
第５条　あらかじめ本人の同意を得ることなく前２条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
２　合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前２条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
(1)　法令に基づく場合
(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
４　前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第３章　個人情報の取得の制限等

（取得の制限）
第６条　個人情報を取得するときは、利用目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行うものとする。
２　思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
３　原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1)　本人の同意があるとき。
(2)　法令等の規定に基づくとき。
(3)　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
(4)　所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができな

いとき。

(5)　相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

４　前項第４号又は第５号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第７条　個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

３　前２項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1)　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第４章　個人データの適正管理

（個人データの適正管理）

第８条　利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

２　個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

３　個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

４　利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

５　個人情報の取扱いの全部又は一部を本法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第５章　個人データの第三者提供

（個人データの第三者提供）

第９条　個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

(1)　法令に基づく場合

(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

２　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)　本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2)　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

３　前項第３号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第６章　保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

（保有個人データの開示等）

第１０条　本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

２　開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

３　保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞な

く行うものとする。

（保有個人データの訂正等）

第１１条　保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

２　前項の規定に基づき保有個人データの訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

第７章　組織及び体制

（個人情報保護管理者）

第１２条　代表理事は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を任命し、本法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

２　個人情報保護管理者は、事務局長とする。

３　事務局長は、代表理事の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

４　事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

５　事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部について各事業を分掌する従業者に委任することができる。

（苦情対応）

第１３条　個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

２　苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。

３　事務局長は、苦情対応の業務を従業者に委託することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務内容を明確にしておくものとする。

（従業者の義務）

第１４条　本法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

３　個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく代表理事に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第８章　雑　則

（補則）

第１５条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第１６条　この規程の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄　御中

第２回グローバル・ピース・ダイアログ沖縄の開催について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般，内閣府，外務省，文部科学省では，ノーベル平和賞受賞団体の国際連合難民高等弁務官事務所及びグラミン銀行の関係者を沖縄に派遣し，我が国の高校生・大学生等との交流の場となる平和関連シンポジウム「グローバル・ピース・ダイアログ沖縄」を，昨年度に引き続いて開催したく，下記の通り検討しているところです。

昨年度の本シンポジウム開催に際し，その趣旨・目的等に鑑み，貴法人に主催をお願いし，お引き受けいただいたところであることから，本年度も貴法人の主催とさせていただきたく存じます。

年度末を控えご多忙の中，大変恐縮ではございますが，下記シンポジウムの開催について，よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

１　シンポジウム名：第２回グローバル・ピース・ダイアログ沖縄

２　概要及び目的等：
ノーベル平和賞受賞者等による講演とディスカッションを通じ，高校生・大学生と交流することにより，様々な角度から平和の重要性への認識を高めると共に，平和の島「沖縄」を内外に発信する。

３　開　催　日　程：平成３１年３月８日（金）

４　開　催　場　所：沖縄コンベンションセンター

５　参　加　者　等：
・ノーベル平和賞受賞団体：国際連合難民高等弁務官事務所関係者
・ノーベル平和賞受賞団体：グラミン銀行関係者
・学生約２００名
大学生（大学コンソーシアム沖縄の学生等）
高校生（沖縄県内高校の生徒等）

敬具

平成３１年１月２９日

内閣府　政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）
外務省　大臣官房　文化交流・海外広報課
文部科学省 科学技術・学術政策局 科学技術・学術戦略官（国際担当）付

資料５－１

大学コンソーシアム沖縄・大学マネジメント研究会　共催
SD フォーラム「沖縄の大学の未来を担う教職員の役割」を開催

平成 31 年 2 月 16 日（日）に琉球大学工学部１号館２２１教室において、大学コンソーシアム沖縄と大学マネジメント研究会の共催による SD フォーラムが開催されました。

本フォーラムは、「2040 年に向けた高等教育のグランド・デザイン」（答申）において提示された、教育の可視化や情報公表の促進、国公私立の枠組みを超えた連携などの具体的な方策を実行する上で、今後、教職員はどのような力を持たなければならないのか。未来の大学を担う教職員の役割について、特に沖縄の地域性を踏まえて国 公私立の枠を越えて議論することを目的として開催されました。

始めに、大学コンソーシアム沖縄を代表して大城肇代表理事から開会の挨拶が行われました。その後、大学マネジメント研究会会長の本間政雄氏から「大学の未来を担う教職員の役割」をテーマに基調講演がありました。基調講演の後に、3 つの事例報告①IR を通じた大学職員の可能性～佐賀大学の事例を通して～②沖縄国際大学における学習支援者制度の取り組み～教育の不可価値～③沖縄創生のための課題解決型人材育成プログラム～法政大学×沖縄大学×名桜大学～が行われ、その後、パネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションでは、大正大学理事長特別補佐の上杉道世氏をコーディネーターに、パネリストとして、沖縄国際大学准教授の藤波潔氏、法政大学教育支援統括本部長の平山喜雄氏、沖縄科学技術大学院大学副学長の高梨桂治氏、山口大学大学教育センター准教授の林氏、本間政雄氏の 6 名により「大学の未来を担う教職員の役割－その可能性と付加価値の探求－」をテーマに議論を深めました。

県外からの参加者もあり、約 70 人の参加者は、登壇者の話に熱心に聞入り、実りの多い SD フォーラムとなりました。

最後に、閉会の挨拶を大学コンソーシアム沖縄を代表して、沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学学長の友利廣理事が行い、全日程が終了しました。



大城代表理事による開会挨拶



本間会長による基調講演



末次専門職による事例報告①



藤波准教授による事例報告②



平山統括本部長による事例報告③



友利理事による閉会挨拶



熱心に聞き入る参加者



パネルディスカッションの様子

資料５－２

University
Consortium
Okinawa

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄

子どもの居場所学生ボランティアセンター概要資料

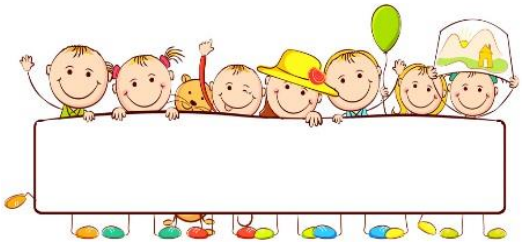

子どもの居場所学生ボランティアセンターとは

内閣府

沖縄子供の貧困緊急対策事業

沖縄県

子どもの居場所学生ボランティアコーディネート事業

一般社団法人　大学コンソーシアム沖縄

子どもの居場所学生ボランティアセンター



子どもの居場所学生ボランティアセンター概要

設　立

設　　立 ： 平成２８年４月１４日

体　制

センター長	本村　真　（琉球大学　人文社会学部　人間社会学科　教授）
副センター長	上原　健二　（沖縄女子短期大学　児童教育学科　准教授）
	大城　美樹雄　（名桜大学　国際学群　国際学類　准教授）
	金城　芳秀（沖縄県立看護大学大学院　保健看護学研究科　教授）
	島村　聡　（沖縄大学　人文学部福祉文化学科　准教授）
コーディネーター	砂川　育子　　、　玉城　　福子
事務補佐員	渡慶次　美奈子　、　中村　夏希

（50音順で記載）



子どもの居場所学生ボランティアセンターのしくみ

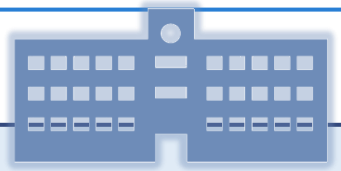

子どもの居場所学生ボランティアセンター



- 名桜大学
- 琉球大学
- 沖縄科学技術大学院大学
- 沖縄国際大学
- 沖縄女子短期大学
- 沖縄工業高等専門学校
- 沖縄大学
- 沖縄県立芸術大学
- 沖縄キリスト教学院大学
- 沖縄キリスト教短期大学
- 沖縄県立看護大学

学生サポートボランティア派遣

学生支援・メンター制度



子どもの居場所

- 学習支援教室
- 子ども食堂
- 子ども向けアクティビティ

沖縄県内専門職団体からメンターの派遣

参加団体

沖縄県医療ソーシャルワーカー協会、沖縄ソーシャルワーカー協会、沖縄県医師会、沖縄県看護協会、沖縄県臨床心理士会、沖縄県教職員組合、 沖縄県社会福祉士会、沖縄県精神保健福祉士会、等



学生派遣によって期待される効果



お兄さん
お姉さん
的存在



学校生活への参加意欲の高まり

居場所における他の活動

自己肯定感の向上

居場所における安心感の向上





学生が子どもの居場所へ派遣されるまでの流れ

学生からの応募

↓

事前研修会の受講

↓

学生サポートボランティアとしての登録

↓

学生の希望と子どもの居場所とのマッチング

↓

子どもの居場所へ学生を派遣



学生への処遇

受託事業費より

- ボランティア保険の加入費
- 自宅から子どもの居場所までの交通費

寄 付 金 よ り

- ボランティア活動において、１時間あたり７４０円の謝金を支給



学生へのサポート・・・メンター制度

沖縄県内専門職団体
からメンターの派遣

悩み

仲間との
悩みの共有

アドバイス

異なる大学、学年で
少人数のグループを形成
＝
ピア・グループ

参加団体

- 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会
- 沖縄ソーシャルワーカー協会
- 沖縄県医師会
- 沖縄県看護協会
- 沖縄県臨床心理士会
- 沖縄県教職員組合
- 沖縄県社会福祉士会
- 沖縄県精神保健福祉士会　　等





学生サポートボランティア事前研修会の開催

講義内容

- （ コーディネーター ）　ボランティアセンターの概要説明（心得等）
- （ コーディネーター ）　子供の貧困緊急対策事業概要（沖縄県資料）
- （ 社会福祉士 ）　ソーシャルワークの基礎
- （ 居場所スタッフ ）　子どもの居場所関係者による現場からの声
- （ 学生ボランティア ）　学生ボランティアによる現場からの声
- （ 弁護士 ）　子どもたちの人権について

平成30年度開催

	日　時	場　所	参加人数
第１回	４月２２日	琉球大学	５１
第２回	５月１９日	沖縄県立看護大学	６１
第３回	６月１０日	沖縄国際大学	３８
第４回	７月２２日	沖縄女子短期大学	２９
第5回	７月２９日	名桜大学	２２
第6回	１１月１８日	沖縄キリスト教学院大学	２６
第7回	２月３日	沖縄大学	１３
		合計	240



学生サポートボランティア事前研修会の様子











ピアグループ＆メンター制度の実施

学生サポートボランティアをする「仲間（ピア）」同士が集まる機会を設け、同時に対人援助の専門家に「助言者（メンター）」として話を聴いて頂くことで、ボランティア活動で生じた悩みの解消を図ることを目的とする。





●メンター実施状況（平成30年度）

	（回数	参加人数（人）	参加大学
第1期（ 7月 ）	1	6	琉球大学2名、沖縄国際大学3名、沖縄工業高等専門学校1名
第2期（ 10月 ）	2	8	琉球大学2名、沖縄国際大学4名、沖縄大学1名、沖縄工業高等専門学校1名
第3期（ 2月 予定）	1	—	—

学生サポートボランティア派遣状況

	平成28年度	平成29年度	増加分	平成30年度
市町村より推薦を受けた居場所数	55	82	+27	114
派遣居場所数	22	48	+26	70
派遣市町村数	13	20	+7	23
事前研修会受講者数	105	228	+123	240
サポートボランティア登録学生数	76	172	+96	199
学生派遣人数	50	122	+72	165

（平成３１年2月３日時点）



平成２９年度大学別派遣状況

大学名	派遣人数	定期	不定期	離島	事前研修受講者数	登録者数
琉球大学	40	37	4	7	80	51
沖縄キリスト教学院大学	3	3	0	0	10	5
沖縄キリスト教短期大学	4	3	0	1	10	8
沖縄大学	22	17	1	8	29	27
沖縄女子短期大学	9	9	0	5	10	10
沖縄国際大学	14	12	0	5	29	21
沖縄県立芸術大学	2	2	2	1	1	2
名桜大学	11	10	0	1	7	20
沖縄県立看護大学	17	15	0	5	52	28
【合計】	122	108	7	33	228	172

（平成３０年３月３１日時点）



平成３０年度大学別派遣状況

大学名	派遣人数	定期	不定期	離島	事前研修受講者数	登録者数
琉球大学	73	59	10	20	88	83
沖縄キリスト教学院大学	0	0	0	0	7	3
沖縄キリスト教短期大学	2	2	0	1	14	3
沖縄大学	5	5	2	0	10	9
沖縄女子短期大学	16	15	1	2	24	16
沖縄国際大学	26	25	1	5	34	26
沖縄県立芸術大学	2	1	2	0	0	2
名桜大学	22	21	2	1	40	31
沖縄県立看護大学	17	14	2	4	18	22
沖縄工業高等専門学校	2	2	1	1	4	4
ＯＩＳＴ	0	0	0	0	1	0
【合計】	165	144	21	34	240	199

（2019年2月3時点）

離島派遣（石垣島・宮古島・多良間島）

大学のない離島の子どもの居場所では、普段大学生と触れ合う機会が少ないために、学生サポートボランティアの派遣を望む声も大きい。これに応えるべく、子どもの居場所学生ボランティアセンターでは、学生の長期休暇を利用し、短期集中派遣を行っている。

平成28年度～30年度

離島名	平成28年度 派遣人数 （ 居場所数 ）	平成29年度 派遣人数 （ 居場所数 ）	平成30年度･夏 派遣人数 （ 居場所数 ）
石垣島	2人 （1ヶ所）	10人 （ 1ヶ所 ）	14人 （ 4ヶ所 ）
宮古島	4人 （3ヶ所）	20人 （ 5ヶ所 ）	20人 （ 5ヶ所 ）
多良間島	0人 （0ヶ所）	4人 （ 1ヶ所 ）	3人 （ 1ヶ所 ）
【 合計 】	6人 （4ヶ所）	33人※1 （7か所）	34人※2 （10か所）

※1　宮古島と多良間島の２か所で活動した学生１名が重複。
※2　宮古島と多良間島の２か所で活動した学生３名が重複。





子どもの居場所学生ボランティアセンター主催　研修会＆シンポジウム

沖縄県内の子どもを取り巻く実情や、国内の先進的取組みに関する研修会として実施。学生のスキルアップ及び一般市民への子ども支援への理解を深めることを目的とし、『来て!見て!語って!わくわくエンジン』と題して、研修会＆シンポジウムを開催した。



日　　時：平成３０年１１月１９日（土）１８：３０～２０：３０
場　　所：沖縄大学　本館　Ｈ－２０８教室
対　　象：学生サポートボランティアに登録する学生/一般市民
参加人数：２４名



■基調講演
テーマ：「わくわくエンジンとは何か」
講　師：朝山　あつこ 氏（キーパーソン２１　代表理事）



■プログラム体験
「わくわくエンジンを体験してみよう」

■ワークショップ
「それぞれの現場でどう活かすか」

今後のスケジュール（平成30年度）

- 学生サポートボランティア同士の大交流会withメンター
  - 日時：2019年2月24日（日）13：00～15：30
  - 会場：沖縄国際大学　3号館1階　3-101教室
  - 内容：学生サポートボランティア同士の交流･情報交換、悩みに対するメンター（対人援助職）からのアドバイス
- 子どもの居場所学生ボランティアセンター活動報告会（第3回）
  - 日時：2019年3月19日（火）10：00～11：30
  - 会場：内閣府沖縄総合事務局　2階　共同会議室Ｄ･Ｅ
  - 内容：寄附者への活動報告
- ブース出展（琉球大学地域未来共創フェア2019）
  - 日時：2019年3月23日（土）11：30～16：00
  - 会場：奥武山公園･沖縄県立武道館アリーナ棟
  - 内容：センターの活動の紹介、寄附の呼びかけ等



寄附金一覧（平成28年度～平成30年度）

寄附金収入

（単位：円）

	寄附団体名	寄附金		備考
平成28年度	一般財団法人オリオンビール奨学金財団 （現在、公益財団法人オリオンビール奨学財団）	5,000,000	21,510,000	
	沖縄県酒造組合	4,500,000		
	株式会社國場組	10,000,000		
	日本トランスオーシャン航空株式会社	2,000,000		航空チケット（上限100万×3年＝300万円相当）
	寺田克彦（テラ・ウェブ・クリエイト）	10,000		
平成29年度	株式会社MUGEN	120,000	6,320,000	
	株式会社MUGEN	100,000		
	公益財団法人オリオンビール奨学財団	5,000,000		
	沖縄県酒造組合	1,000,000		
	J・TAP協力会	100,000		離島派遣時の宿泊費
平成30年度	沖縄法政学会	254,786	254,786	

※平成31年3月上旬に公益財団法人オリオンビール奨学財団より500万円の寄附がある予定。

寄附金支出（学生への謝金支払い額・航空チケット）

（単位：円）

年度	寄付収入	謝金	寄付残高	航空チケット	航空チケット残額
平成28年度	21,510,000	1,079,225	20,430,775		
平成29年度	6,320,000	4,952,500	21,798,275	913,500	2,086,500
平成30年度	254,786	6,184,735	15,868,326	917,000	1,169,500

※2019.1.30時点
（2018年12月分の謝金の支払いまで反映）

子どもの居場所（協定締結済み）一覧
【平成2016～2017年度】

No	市町村名	運営主体	居場所名	協定	市町村	その他
1	沖縄市	特定非営利活動法人たのしい教育研究所	沖縄市出前児童館キッズデポ	○		○
2	うるま市	一般社団法人りあん	中学生の居場所つくり・子ども食堂 みどり町児童センター	○		○
3	うるま市	一般社団法人りあん	屋慶名児童館 中・高生居場所事業「びーぐ」	○		○
4	宜野湾市	我如古知事会	我如古青少年育成塾「ゆーでぃき家ー」	○		○
5	西原町	上原自治会	上原自治会子ども居場所	○		
6	那覇市	お結び珈琲　訓	お結びキッズクラブ	○		○
7	那覇市	NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい	kukulu	○		○
8	大宜味村	ぶながやっ子ハウス	ぶながやっ子ハウス	○		○
9	多良間島	一般社団法人教育振興会	多良間村営塾	○		○
10	宮古島市	一般社団法人教育振興会	宮古島第3教室「サシバ」	○		○
11	伊平屋村	一般社団法人教育振興会	わくわくクラブ	○		○
12	与那原	つなひき無料学習塾	つなひき無料学習塾	○		○
13	八重瀬町	八重瀬町社会福祉協議会	シーちゃん　きっず食堂	○		○
14	糸満市	糸満がじゅまるセンター	糸満がじゅまる児童センター	○		○
15	豊見城市	特定非営利活動法人かなえ	子ども未来塾（かなえ）	○		○
16	石垣市	株式会社ゆにばいしがき	子どもホッ！とステーション	○		○
17	宮古島市	セレブラム教育システム株式会社	セレブラム　※沖縄県推薦	○		○
18	宮古島市	セレブラム教育システム株式会社	学習支援教室まなびやぁ	○		○
19	西原町	県営坂田高層住宅自治会	県営坂田高層住宅自治会	○		○
20	那覇市	安謝新都心子ども広場	安謝新都心こども広場	○		○
21	那覇市	那覇市母子生活支援施設センターさくら	那覇市母子生活支援ｾﾝﾀｰさくら	○		○
22	豊見城市	社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会	子ども未来塾（まかぶ）	○		○
23	豊見城市	社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会	子ども未来塾（とみぐすく）	○		○
24	豊見城市	社会福祉法人豊見城市社会福祉協議会	子ども未来塾（いらは）	○		○
25	南風原町	南風原町新川自治会	放課後子どもルーム	○		○
26	那覇市	一般社団法人ビクトリーチャーチ	子供の広場in那覇	○		○
27	那覇市	小学生ユイマール塾よぎ・なかいま	ユーマール塾よぎ	○		○
28	那覇市	小学生ユイマール塾よぎ・なかいま	ユイマール塾なかいま	○		○
29	宜野湾市	普天間やまがっこう	普天間やまがっこう	○		○
30	宮古島市	沖縄県社会福祉事業団漲水学園	漲水学園学習塾	○		○
31	宜野湾市	普天間3区自治会	普天間3区こども居場所	○		○
32	与那原	一般社団法人きっずまぁる	まぁる家よなばる	○		○
33	那覇市	松尾二丁目自治会	松尾2丁目自治会	○		○

34	浦添市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	サポートルームわらわら（那覇工業高等学校内） ※沖縄県推薦	○		○
35	沖縄市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	県立学校の居場所づくり事業（美里高校） ※沖縄県推薦	○		○
36	宜野湾市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	県立学校の居場所づくり事業（中部商業高校） ※沖縄県推薦	○		○
37	豊見城市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	サポートルーム若葉〈南部農林高等学校内） ※沖縄県推薦	○		○
38	那覇市	株式会社りゅうせきビジネスサービス	県立学校の居場所づくり事業（真和志高校） サポートルーム和（真和志高校内） ※沖縄県推薦	○		○
39	宮古島市	NPO法人あらた	あらた	○		○
40	浦添市	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ 浦添てだこ学習支援教室	○		○
41	浦添市	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ 浦添てだこ第二学習支援教室	○		○
42	うるま市	NPO法人エンカレッジ	ゆう力家具志川教室	○		○
43	うるま市	NPO法人エンカレッジ	ゆう力家塾（石川教室）	○		○
44	うるま市	NPO法人エンカレッジ	ゆう力家塾（与勝教室）	○		○
45	北谷町	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ　ちーたん塾	○		○
46	豊見城市	NPO法人エンカレッジ	NPO法人エンカレッジ豊見城教室	○		○
47	西原町	NPO法人エンカレッジ	エンカレッジ西原がじゅまーる教室	○		○
48	宮古島市	NPO法人エンカレッジ	デイゴ学習支援教室	○		○
49	那覇市	一般社団法人UTT	地域子ども・若者プラザUTT※沖縄県推薦	○		○
50	読谷村	一般社団法人うちなーからはーい	JIJIKIDS	○		○
51	中城村	久場っ子クラブ	久場っ子クラブ	○		○
52	沖縄市	夢空間たんぽぽ	夢空間たんぽぽ	○		○
53	沖縄市	NPO法人ももやま子ども食堂	ももやま子ども食堂	○		○
54	那覇市	R・Kアカデミー	R・Kアカデミー	○		○
55	南城市	社会福祉法人南城市社会福祉協議会	ほっとハウスひまわり（ひまわり児童館）	○		○
56	南城市	社会福祉法人南城市社会福祉協議会	ほっとハウス「がじゅまる」（當山集落センター）	○		○
57	浦添市	まちづくりNPOうらそえ	浦添市母子生活支援施設浦和寮	○		○
58	浦添市	まちづくりNPOうらそえ	浦添市立森の子児童センター	○		○
59	名護市	無名塾	無名塾	○		○
60	那覇市	ユイマール塾	ユイマール塾	○		○
61	南風原町	一般社団法人カナカナ	カナカナ	○		○
62	南風原町	認定NPO法人侍学園　スクオーラ・今人沖縄校	認定NPO法人 侍学園　スクオーラ今人　沖縄校	○		○
63	名護市	公立大学法人名桜大学	名護市学習支援教室 ぴゅあ第二教室	○		○

締結年月日
2018年3月15日
2018年2月28日
2018年2月28日
2018年1月9日
2017年12月11日
2017年12月6日
2017年11月16日
2017年11月7日
2017年8月17日
2017年8月17日
2017年8月17日
2017年8月9日
2017年8月2日
2017年8月1日
2017年7月31日
2017年7月28日
2017年7月26日
2017年7月26日
2017年7月11日
2017年7月8日
2017年7月7日
2017年6月26日
2017年6月26日
2017年6月26日
2017年6月16日
2017年6月13日
2017年6月9日
2017年6月9日
2017年5月23日
2017年3月3日
2017年2月22日
2017年1月22日
2016年12月28日

2016年12月15日
2016年12月15日
2016年12月15日
2016年12月15日
2016年12月15日
2016年12月13日
2016年12月12日
2016年12月12日
2016年12月12日
2016年12月12日
2016年12月12日
2016年12月12日
2016年12月12日
2016年12月12日
2016年12月8日
2016年11月11日
2016年11月11日
2016年11月11日
2016年10月17日
2016年10月4日
2016年10月4日
2016年10月4日
2016年9月16日
2016年9月16日
2016年9月13日
2016年8月26日
2016年7月22日
2016年7月1日
2016年6月1日

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄と●●との
学生サポートボランティアの派遣・受入に関する協定書

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、学生サポートボランティアの派遣・受入に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨・目的）

第１条　本協定は、甲が設置する「子どもの居場所学生ボランティアセンター（以下「センター」という。）から乙が設置する「子どもの居場所」に学生サポートボランティアの派遣及び受入れに関して必要な事項を定めるとともに、学生サポートボランティアが、子どもの居場所を利用する子ども達に対して、一人一人の子どもの実情に沿った成長を個別にサポートすることにより、子ども達の安心感や子どもの自己肯定感の向上を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、「学生サポートボランティア」とは、子どもの居場所においてサポートボランティアを行う学生のことをいう。

（活動）

第３条　子どもの居場所において、学生サポートボランティアが行う活動は、子ども（又は子ども達）に対する学習支援、生活支援、芸術活動、共同給食及びその他第１条に定める目的を達成するために必要な活動をいう。

（対象者）

第４条　学生サポートボランティアの活動を行う者は、甲を構成する１１の大学・短期大学・高等専門学校の学生の身分を有する者とする。

（協力事項）

第５条　甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において誠意をもって協力し対応するものとする。

（１）甲は、派遣予定の学生と乙の希望を確認し調整のうえ、学生ボランティア活動計画書（案）を作成し、派遣予定の学生及び乙の了解のもと、計画書を確定するものとする。

（２）乙は、学生サポートボランティアの参加状況及びその学生の活動態度や子どもへの対応状況について、所定の様式にて、学生サポートボランティアの活動毎に甲に報告するものとする。

（３）子どもの居場所においてトラブルが生じた場合には、乙は、そのトラブルに対して適切な対応を施すとともに、甲に対して速やかにその報告を行うものとする。

（４）甲は、前号に掲げるトラブルが生じ、乙から報告を受けた場合には、乙と連携し、その問題の解決に向け適切な対応を行うものとする。

（費用負担）

第６条　乙は、子どもの居場所において行われた学生サポートボランティア活動に係る対価としての謝金等の支払いの義務を負わない。

２　甲は、学生サポートボランティアが自宅又は所属する大学等から乙の子どもの居場所までに係る交通費を負担する。

３　乙は、子どもの居場所において、学生サポートボランティアがその活動に必要な備品及び消耗品の利用を求めた場合には、その必要性を判断し、必要と認める場合には、学生サポートボランティアに対して無償で提供する。

４　前項の規定にかかわらず、物品や消耗品を利用する上で、乙が著しく経費の負担を負う場合には、それを拒否することができる。

５　甲は、学生サポートボランティア活動中の事故や怪我等に対応するため、甲の学生に対して傷害保険及び損害賠償保険に加入し、その保険費については、甲が負担する。

（守秘義務）

第７条　甲は、子どもの居場所に関する情報や子どもに関する個人情報などを第三者に漏洩してはならない。

２　甲は、学生サポートボランティアに対して、サポートボランティア期間中及びその終了後においても、前項に掲げる情報について学生サポートボランティアが守秘義務を負うことを周知徹底する。

（派遣及び受入の打ち切り）

第８条　甲又は乙が、著しく第５条に定める協力事項に違反をした場合には、甲及び乙が協議の上、学生サポートボランティアの派遣・受入を打ち切ることができるものとする。

（連帯責任）

第９条　学生サポートボランティア活動中、学生サポートボランティアが、乙又は乙の職員、子どもの居場所に通う子ども、その他の第三者に対して、学生サポートボランティアの責に帰すべき事象により、損害を与えた場合、甲は、学生サポートボランティアと連帯してその責を負う。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、協定の締結の日から、平成３１年３月３１日までとする。ただし、協定書の有効期間満了の１ヶ月前までに、甲及び乙から特段の申し出がない場合には、この協定は、終了日の翌日より１年間更新されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第１１条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成●●年●月●日

甲　沖縄県中頭郡西原町千原１番地（琉球大学大学本部棟内）
一般社団法人大学コンソーシアム沖縄
代表理事　　●●　　印

乙　●住所●
●組織名●
●役職●　　●氏名●　　印

資料5-3

平成30年度
知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業
（大学等研究者の学外連携促進）事業進捗

平成31年2月19日

University of the Ryukyus

一般社団法人
大学コンソーシアム沖縄

1. 目的・概要

予算額	平成29年度：19,999千円　平成30年度：16,000千円

知的・産業クラスターの発展に向け、地域課題を解決するワーキンググループを立ち上げ、地域連携コーディネーターによる県内大学研究者等と地域の連携（産学連携）を促進することを目的とする。県内大学研究者等と地域（市町村・企業等）の連携による地域課題を検討するワーキンググループを立ち上げ、県内大学研究者等と地域の産学官民連携を促進する。さらに、大学と地域・産業との結びつきを強化する取組として、「若手コーディネーターの育成」や「大学企業交流会の開催」、「実践的インターン送出」など、産学連携を強化する取組を検討・実施し、地域・産学連携の促進を図る。

事業実施共同体

一般社団法人 大学コンソーシアム沖縄

（3）地域連携コーディネーターの配置

（2）①若手コーディネーターの育成

（1）②地域課題解決のための研究者の調査

高等教育機関シーズ

（1）①地域（市町村）・企業等へのヒアリング

教育・人材育成　環境・水資源　特産品・商品開発　農業・食料　医療・健康　○○○

（1）③地域と研究者のマッチング

共通課題テーマ

（1）④地域課題ソリューションワーキンググループ開催



（1）⑤課題解決策の検討・実施

（1）⑥地域へのアンケートによる検証（課題解決への貢献度）

（1）⑦国内外の先進的取組に関する研修会等実施

（2）②大学企業交流会の開催







（2）③実践的インターン送出







（4）① 県内高等教育機関への活動報告

（4）② 必要に応じた県内高等教育機関との連絡調整の実施

2. 成果目標

(1) 地域課題ソリューションワーキンググループ立ち上げ支援
① 地域（市町村）・企業等へのヒアリングによる課題調査（10件、10件）
② 地域課題解決のための研究者の調査
③ 地域と研究者のマッチング（10件）
④ 地域課題ソリューションワーキンググループ開催（2課題以上）
⑤ 課題解決策の検討・実施
⑥ 地域へのアンケートによる検証（課題解決への貢献度80%以上）
⑦ 国内外の先進的取組に関する研修会等実施

(2) 大学と地域・産業との結びつきを強化するための取組
① 若手コーディネーターの育成
② 大学企業交流会の開催（3回）
③ 実践的インターン送出

(3) 地域連携コーディネーターの配置（4人）

(4) 県内高等教育機関との連絡調整
① 県内高等教育機関への活動報告（年に2回程度）
② 必要に応じた県内高等教育機関との連絡調整の実施

3. 実施体制

沖縄県企画部科学技術振興課

知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業業務委託

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄

若手コーディネーター ３人（採用予定）

役員等
代表理事1人、副代表理事1人、理事8人（大学・短期大学学長、高等専門学校校長）、顧問1名、事務局長1名

運営委員会（委員：10名）
・11の各大学・短期大学・高等専門学校の課長で構成
・各大学への周知、連絡調整

琉球大学　名桜大学　沖縄科学技術大学院大学　沖縄国際大学　沖縄女子短期大学　沖縄工業高等専門学校　沖縄大学　沖縄キリスト教短期大学　沖縄県立芸術大学　沖縄県立看護大学

連携

幹事団体

国立大学法人琉球大学

地域連携推進機構
地域連携企画室

・プログラムディレクター
宮里大八（特命准教授）
（コーディネーター関連業務経験20年）

・統括コーディネーター
１名採用予定
（コーディネーター関連業務経験10年以上）

（事務体制）
総合企画戦略部地域連携推進課
事務補佐員2名（採用予定）

連携して事業を実施

知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業の実施

4. 実施事項

・平成29年度にアンケート回答の得られた21市町村を優先にヒアリングを行い、その中から出た課題を各地域のニーズや時期に合わせワーキンググループの立ち上げ支援や、学生との協働における課題解決授業につなげた。
・平成30年度は島嶼地域の課題にもフォーカスし、改めて全離島のヒアリングに取り組み、その中で宮古島市、北大東村、与那国町についてはワーキンググループを立ち上げ課題解決に取り組んだ。
・平成30年度は、地域課題に具体的に取り組むため、主にワーキンググループ立ち上げを行う地域課題テーマに関する情報収集を行うため、個別企業・NPO等地域団体・社会教育施設等計36件程度（1月末現在）へ訪問し、ヒアリングを行った。
・平成30年度は、研究者のシーズ調査の強化を図るため、大学コンソーシアム沖縄の加盟校すべてに個別に訪問し、窓口担当者との連携体制の構築を図った。
・平成29年度にヒアリングやアンケートにて収集した地域課題テーマに関連する研究者を、上記大学コンソーシアム窓口担当者を通じて紹介を得たり、インターネット等の研究者情報等で情報収集を行ったりしながら、抽出。随時訪問を行っている。また、研究シーズに関しては、SDGsの17のテーマに合わせて分類し、シーズ集として取りまとめる予定。
・地域行政や企業・団体など主体となる関係者等へのヒアリングやワーキンググループ立ち上げの調整を行い、そのニーズに応じて随時研究者とのマッチングを行った。
・平成30年度は、観光・教育・貧困・移住定住・防災・離島の住環境問題等の地域課題ソリューションワーキンググループを開催している。
・上記に加え、平成31年度以降にワーキンググループとして課題解決に取り組みたいとして、西原町・竹富町・南風原町などから要望があがっており、立ち上げに向けてのフォローを行っている。
・立ち上げたワーキンググループ（ワーキンググループ立ち上げの準備会議等の過程も含む）においては、構成する自治体・企業・NPO等のメンバーにおいて、課題解決策の検討を行い、一部モニター実施・検証を行うなどの活動を行っている。
・平成30年度は、ワーキンググループに関わった行政・地域団体等には地域課題ソリューションワーキンググループにおける地域課題への貢献度を図るためのアンケートを実施する。
・また、昨年度同様各市町村の行政担当者へのアンケートも行い、大学コンソーシアムや本事業についての認知度や次年度以降取り組みたい地域課題等についての調査を行う。

5. 進捗状況

・平成30年度は、沖縄県内の高等教育機関や地域・産業界等の連携推進のための講演会を全3回開催した。（1月時点で2回が終了、2/6に3回目開催、3/6に第4回予定）今年度は特に、SDGsをテーマとした基調講演・事例報告などを行うことで、ワーキンググループの強化や、各自治体における持続可能な課題解決に対する意識醸成を図ることに努めた。
・若手コーディネーターをSDGsの研修に派遣し、各自治体へのSDGs促進のためのワークショップ開催を提案している。（那覇市・その他複数市町村から要望があり、日程等調整中）
・宮里プロジェクトマネージャーが米国ポートランド州で開催されたワークショップにてCBLについて学修し、その内容をもとに若手コーディネーターのプロジェクトマネジメント研修を開催した。
・9月1日～9月2日に北海道にて全国大学コンソーシアム協議会が主催する「第15回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム」に、統括コーディネーターと若手コーディネーター3名で参加し、産学連携や大学における地域協働教育の在り方などについて調査を行い、ポスターセッションでは本事業についてのPRを行った。
・その他、プログラムマネージャー・統括コーディネーター・若手コーディネーターにより県内外の産学官連携に関するフォーラムやセミナーなどの情報収集を行い、参加した。
・平成30年度は、以下のイベントにて本事業の活動内容の周知及び地域関係者等との情報交換を行った。
①10月19日～21日「沖縄の産業まつり」ブース出展
②11月23日～25日「離島フェア」ブース出展
③12月11日～12日「ベンチャーマーケット」ブース出展
（12日あいのり企画として『大学地域連携フォーラム』を会場内にて開催）
・今年度は、前期・後期に琉球大学共通教育科目において実践インターンを送出する科目を設け、大学生との連携について要望のあった自治体において立ち上げた地域課題ソリューションワーキンググループに実践型インターンとして学生を参画させることによりPBL・CBLの学びの場を作った。
・また、本講座をどの学部からも受講できる共通教育科目、また、琉球大学学生だけでなくすべての大学や一般の方も受講できる公開講座として提供することにより、分離融合型の学びができるプログラムとして工夫した。
・前期は7月31日をもって終了。3名の受講生が東村・南城市・糸満市の課題解決のための提案までを行った。（※前期については別添シラバスを参照） 10月より後期の講義が開始。6名の受講生が登録。糸満市・那覇市、離島では宮古島市・与那国町から出されたテーマを選択し、地域課題の調査分析・フィールドワークを実施、解決プランの企画提案を行った。
・H30年度も上記で行った企画をUDCにエントリーし、全国へ本活動のPRを行う。

６．目標達成度

(1) 地域課題ソリューションワーキンググループ立ち上げ支援
① 地域（市町村）・企業等へのヒアリングによる課題調査（25件、36件）
② 地域課題解決のための研究者の調査（10件）
③ 地域と研究者のマッチング（10件）
④ 地域課題ソリューションワーキンググループ開催（10課題）
⑤ 課題解決策の検討・実施
⑥ 地域へのアンケートによる検証（課題解決への貢献度80%以上）
⑦ 国内外の先進的取組に関する研修会等実施（4回）

(2) 大学と地域・産業との結びつきを強化するための取組
① 若手コーディネーターの育成（通年）
② 大学企業交流会の開催（3回）
③ 実践的インターン送出（9人）

(3) 地域連携コーディネーターの配置（4人）

(4) 県内高等教育機関との連絡調整
① 県内高等教育機関への活動報告（3回）
② 必要に応じた県内高等教育機関との連絡調整の実施（通年）

※赤字は目標達成、赤字に下線は一部実施、青字は今年度中に実施予定。

7. 具体的成果

(1) 地域課題ソリューションワーキンググループ立ち上げ支援

【分類1】研究者とマッチングし課題解決の検討を行っているワーキンググループ

	自治体	テーマ	地域課題	連携大学	研究シーズの活用
1	宮古島市 （北大東村）	離島の住環境の解決に向けたプロジェクト	離島では、建築コストの高騰、技術者不足、住宅地や農業振興地域、条例や住民自治、空き家問題など、住環境に関する多くの課題	沖縄国際大学 琉球大学	宮古市の空家等対策協議会は、宮里プログラムディレクターが委員長を努めており、研究者ではなく、宮里先生及び地域が主体となってプロジェクトを進めており、研究者のシーズ活用はそれを補うものである。
2	うるま市	地域資源を活用したコンテンツ開発	沖縄県内の観光客数の増加に伴い、うるま市への観光客誘致を行いたいが観光コンテンツが不足	琉球大学 沖縄国際大学（調整中）	研究者は開発するプログラムに対する指導助言を行い、それに関連する情報や事例等の提供を行う。
3	那覇市	防災拠点を使った宿泊型の体験プログラム開発	防災意識が低く、防災教育が重要であるが、那覇や都市部での取組がまだまだ不十分である	沖縄国際大学	沖縄大学・沖縄国際大学の稲垣暁特別研究員から防災キャンプについてのアドバイス・フィードバックをいただく。同氏は、防災士として県外の被災地を回りノウハウを還元している
4	宜野湾市	子どもの貧困に対する大学連携の手立ての検証	教育機会の平等化	県立看護大学	公民館を活用した高等教育機関と連携した教育プログラムの一例として、県立看護大学井上松代准教授が研究開発した性教育プログラムを実施する。その際、井上准教授が顧問をつとめる生サークル「きらり」とも連携を行い、学生参加型の教育プログラム実施の検証にもつなげる。
5	南風原町 宜野座村 北中城村	花いっぱい、沖縄の在来種の保護プロジェクト	在来の樹々の減少、及び生産、植え付けについての知識不足	琉球大学	農学部本村恵二教授による沖縄独自の風土における在来の樹々の植生と、その利用方法について、プロジェクトへのアドバイス、及び学術的根拠として協力頂いている。
6	那覇市/浦添市/宜野湾市	バス（公共交通）の利用環境改善	交通渋滞緩和（公共交通利用率の向上）	琉球大学	琉球大学の大角玉樹教授の経営学の視点から、学生のバス利用に関する調査方法・分析方法に対する助言、バスマップ製作等における助言をもらう

7. 具体的成果

（1） 地域課題ソリューションワーキンググループ立ち上げ支援

【分類2】研究シーズと課題のマッチングをしているが、具体的な実施事項等の調整が済んでいないもの

	自治体	テーマ	地域課題	連携大学	研究シーズの活用
1	北谷町	観光客向けの防災対策計画に向けたプロジェクト	観光客向けの防災計画	琉球大学	防災マップ製作の手法に関する指導助言、避難ルートや環境整備等の防災インフラに関する情報提供
2	恩納村	移住定住プロジェクト	観光業のための移住者やOIST関係者の転入が多く人口微増であるが、子育て世代が少ない状況であり、どのように若者を呼び込むかが課題	名桜大学	名桜大学の大城大城美樹雄准教授は、地域コミュニティの課題解決を行う学生プロジェクトを支援し、自治会に残る伝統文化芸能の継承活動などを行っており、それら活動を持続的に取り組める調査研究を行っている

【分類3】学生の実践インターンシップとマッチングしたもの

	自治体	テーマ	地域課題	連携大学	実践的インターン「お題解決プログラム」とマッチングした理由
1	糸満市	自治会加入率向上、青年会活動活性化について	糸満は糸満ハーレーや綱引きなど伝統行事が多く、それら行事に青年会が関わる活動が数多くあるが、自治会や青年会の加入率に伸び悩んでいる	琉球大学	自治会加入や青年会加入などの課題を大学生を中心とした若者の視点を踏まえての分析を行いたいとの理由から、自治体が学生との連携を要望した
2	与那国町	与那国島を資源とした新しい観光事業の立ち上げ支援	観光におけるソフト面・ハード面共に不足している一方で、未開発の資源も多く残っており、沖縄本島の観光とは違うジャンルの観光事業を目指している（富裕層向けの観光など）	琉球大学	与那国町では人口施策として若者のUIターンにも関心を持っており、大学生等との交流や情報発信の機会として自治体が実践型インターンとのマッチングを要望した
3	[再掲] 宮古島市	離島の住環境の解決に向けたプロジェクト	離島では、建築コストの高騰、技術者不足、住宅地や農業振興地域、条例や住民自治、空き家問題など、住環境に関する多くの課題	琉球大学	当該テーマはワーキンググループでの課題検討も行われているが、自治体により新しい視点のひとつとして大学生との連携も要望されたため実践型インターンとのマッチングも行い、大学生視点での課題解決策の提案も並行して行った。
4	[再掲] 那覇市	防災拠点を使った宿泊型の体験プログラム開発	防災意識が低く、防災教育が重要であるが、那覇や都市部での取組がまだまだ不十分である	琉球大学	当該テーマはワーキンググループでの課題検討も行われているが、プログラムの対象となる住民のタイプ（様々な年齢層や、独居・ファミリー等）のひとつとして学生の視点も取り入れたいとして、ワーキンググループにより大学生との連携の要望があったため、ワーキンググループと並行して大学生視点での課題解決策の提案も行った。

7. 具体的成果

(1) 地域課題ソリューションワーキンググループ立ち上げ支援
〇宮古島市(北大東村)「離島の住環境の解決に向けたプロジェクト」

日付：2018年9月20日
場所：沖縄国際大学
「離島の住環境を考える」フォーラム



日付：2018年11月23日～25日
場所：離島フェア（沖縄セルラースタジアム周辺会場）
モバイルハウス展示及びセミナー



7. 具体的成果

(1) 地域課題ソリューションワーキンググループ立ち上げ支援
〇那覇市 「防災拠点を使った宿泊型の体験プログラム開発」

日付：2019年1月10日
場所：那覇市若狭公民館
トライアル企画防災キャンプ！





（車座の食事風景）

１月１７日で阪神・淡路大震災の発生から２４年がたった。その後も全国各地で自然災害が相次いでいる。もし沖縄が災害に見舞われた時、私たちはどうすればいいのか。「他人事ではない時が来るかもしれない」と、記者は那覇市の若狭公民館で５、６日に開かれた防災キャンプに参加してみた。普段はインドア派の記者にとって、最初は「防災」と「キャンプ」、この２つのつながりがあまりイメージできなかったが、参加してみて多くの発見があった。

（琉球新報社会部・田吹遥子）

琉球新報Style 2019/1/18
https://ryukyushimpo.jp/style/article/entry-862458.html

7. 具体的成果

（1） 地域課題ソリューションワーキンググループ立ち上げ支援
〇南風原町/宜野座村/北中城村「花いっぱい、沖縄の在来種の保護プロジェクト」

日付：2019年1月7日
場所：宜野座村漢那公民館
「花いっぱい運動」栽培管理指導





日付：2019年1月27日
場所：東南植物楽園
沖縄の風景づくりフォーラム





8. 今後の展開

平成29年度は、地域課題解決のための研究シーズ調査と地域（市町村）・企業等のニーズ調査を実施し、シーズとニーズを組み合わせた共通課題から10のテーマについての地域課題ソリューションワーキンググループを立ち上げた。また、統括コーディネーターを1人配置、若手コーディネーター3人を育成しつつ課題解決に向けた取り組み、課題解決手法の先進事例調査・研修会を開催した。さらに、大規模イベントとタイアップした大学企業交流会の開催、地域課題に即した実践的なインターンシッププログラムを開発した。

平成30年度は、地域課題ソリューションワーキンググループから得られた知見ノウハウを基に、商品・サービスの開発を行い、地域内での展開に取り組む。特に、島嶼・離島地域の共通する課題、防災・減災、沖縄の在来種など沖縄が持つ特有の地域課題について取り組んできた。また、地域課題だけでなくSDGsとの共通課題を見出しながら、地域課題とグローバルな課題を取り組めるように研修会などを実施した。

今後は、大学コンソーシアム沖縄を中心に県内の高等教育機関やコーディネート組織と連携した、課題発見、課題抽出、課題研究、課題検証等の課題解決のプロセスを明確化し、地域の課題解決をマルチステークホルダーと連携した人的ネットワークを構築する。

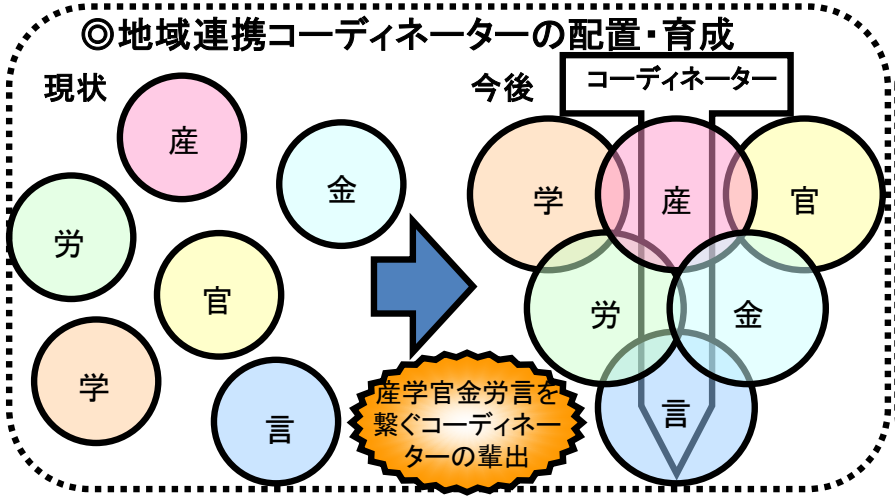



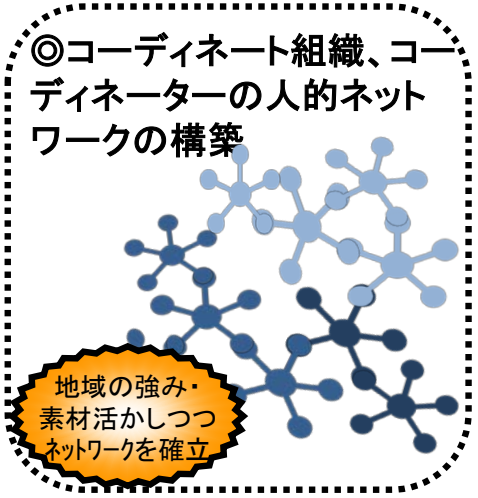

現状 → 平成29年度 → 平成30年度 → 今後の展開

９．波及効果

沖縄21世紀ビジョンと持続可能な開発目標（SDGs）は、共に2030年のあるべき姿を描きつつ、現在の課題解決に向けて各種施策を行っています。本事業で今年度取り組んだプロジェクトも、ローカルな課題とグローバルな課題の世界の共通する課題解決に向けて地域課題ソリューションワーキンググループを立ち上げて、沖縄地域における固有の課題、島嶼・離島地域における課題解決にむけて取り組んできました。

本年度は、SDGsの17の課題の中から、10個の共通する課題を抽出し、マルチステークホルダーによる課題解決策に向けた提案モデルを各ワーキンググループで検討して実施してきました。今回の事業によって、大学等研究者の学外と連携をする機会を提供し、大学のシーズと自治体・企業等のニーズのマッチングを促進することができました。

大学のシーズとして、研究者のみならず、技術職員や大学職員、そして施設や学生という多く資源が存在しており、地域が持つ課題やニーズと融合することで科学技術の発展や産業振興への貢献が期待できるものです。

また、本事業で育成されたコーディネーターが大学と地域の橋渡し役となり、大学等に属するコーディネート組織や外部のコーディネート機関と連携することによって、沖縄固有の課題解決手法のロールモデルが蓄積されていきます。

さらに、本事業で取り組んできました内容は、玉城デニー知事が掲げた3つの視点「新時代沖縄の到来」「誇りある豊かさ」「沖縄らしい優しい社会の構築」に波及できるものと考えています。

特に、3つ目の「沖縄らしい優しい社会の構築」では、「誰一人取り残すことなく、全ての人の尊厳を守り、多様性や寛容性を大切にした共生の社会づくりを目指します」と述べられており、SDGsが掲げている理念と共通しています。

玉城知事は「産学官による万国津梁会議（仮称）を新設し、世界各国との経済、文化、教育、人材などの交流を促進して、経済発展資源の創出に取り組みます。」と所信表明されており、今回の地域課題ソリューションで得られた知見・ノウハウは地域振興に波及する効果が得られると期待できるものです。

最後に、2年間の「知的産業クラスター支援ネットワーク強化事業（大学等研究者の学外連携促進）」の事業の成果が、今後の沖縄県の科学技術及び産業振興に貢献できることを期待しています。